



第7次廃棄物減容(量)化

基本計画

令和7年10月

東京たま広域資源循環組合

第7次廃棄物減容(量)化基本計画



令和7年10月
東京たま広域資源循環組合

～計画の策定にあたって～

東京たま広域資源循環組合(以下「循環組合」という。)は、昭和 55 年に多摩地域の一般廃棄物の最終処分場の設置及び管理を事業目的として設立されて以来、周辺環境への配慮と適正な廃棄物処理を最優先に、着実に事業を推進してまいりました。



これまでの間、日の出町の皆様には、多摩地域 25 市 1 町、400 万人を超える家庭から出されるごみの最終処分に当たり、深いご理解と多大なるご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

循環組合は、地元の皆様のご同意のもと、昭和 59 年から平成 10 年の間は谷戸沢処分場において、平成 10 年以降は二ツ塚処分場において一般廃棄物の埋立処分を行ってまいりました。処分場を長期間にわたり計画的に運営するため、平成 5 年以降、社会環境等の変化に応じた目的や施策等を設定しながら、6 次にわたり廃棄物減容(量)化基本計画を策定し、組織団体とともにその推進に取り組んでいるところです。

また、平成 18 年 7 月からは、二ツ塚処分場の負荷軽減、多摩地域における一層のリサイクル推進を目的として、焼却灰を全量リサイクルするエコセメント事業を開始いたしました。これにより、二ツ塚処分場への埋立処分は大幅に削減され、平成 30 年度以降、不燃ごみの搬入は行われておらず、焼却灰の全量エコセメント化と併せ「埋立ゼロ」を実現しております。エコセメント事業は、大きな事故もなく順調に運営され、令和 6 年 4 月には累計出荷量が 200 万トンに達するなど、多摩地域のリサイクル率向上に大きく貢献してまいりました。

一方、事業開始から約 20 年が経過し、設備の老朽化が進行していることから、循環組合としては、令和 8 年度から大規模更新工事に着手するとともに、事業期間についてもこの工事期間を含む 25 年間、令和 32 年度末まで延伸し、引き続き万全の管理体制のもと、処分場及びエコセメント化施設の安定的かつ持続的な管理・運営に努めていくことといたしました。

そこで、このたび、エコセメント化施設の更新工事を見据えながら、運営上の課題への対応と、事業の持続的発展を目指し、「第 7 次廃棄物減容(量)化基本計画」を策定しました。併せて、近年頻発化・激甚化する風水害や大規模地震などの自然災害に備え、災害時における廃棄物処理の考え方や具体的な対応を示した「災害時の廃棄物処理方針」もとりまとめ、危機管理体制の強化を図っております。

今後とも、多摩地域約 400 万人の暮らしを支える最終処分場を可能な限り維持し、エコセメント事業をはじめとする取組を通じて、循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現に貢献してまいります。本計画の実施にあたりましては、各組織団体をはじめ、関係各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東京たま広域資源循環組合

管 理 者

阿部 裕行

目次

第1章	廃棄物減容(量)化基本計画	1
1.1	廃棄物減容(量)化基本計画と変遷	1
1.2	第7次廃棄物減容(量)化基本計画における基本的事項	4
第2章	循環組合における基本情報の整理	7
2.1	組織団体及び搬入団体	7
2.2	焼却残さ(=主灰+飛灰)とは	9
2.3	循環組合が所有する施設の概要	11
2.4	上位計画について	15
第3章	現状の整理	19
3.1	搬入管理	19
3.2	現状の実績及び将来予測等の整理	28
3.3	外部搬出の実態把握	31
3.4	焼却残さの処理の流れ	33
3.5	負担金制度について	34
第4章	第7次計画の課題及び対応方針	37
4.1	焼却残さの減少と一定量の確保	37
4.2	乾燥灰の受入上限に対する対応	41
4.3	災害時の廃棄物処理方針	43
4.4	各課題と対応方針	44
第5章	第8次計画以降における課題	45
5.1	埋立関連施設の使用終了に伴う乾燥灰搬入割合の増加	45
5.2	焼却残さ搬入量の確保	45
第6章	計画の進行管理	46

第1章 廃棄物減容（量）化基本計画

1.1 廃棄物減容（量）化基本計画と変遷

減容（量）化基本計画は、最終処分場の長期間にわたる活用・組織団体（詳細は P.7参照）のごみ減量の更なる推進、事業の安全・安定かつ効率的な運営及び東京たま広域資源循環組合（以下、「循環組合」という。）が直面する課題への対応等に向け、循環組合を構成する 25 市1町の組織団体や一部事務組合とともに策定する中期計画である。

本計画は、谷戸沢処分場を運営していた平成5年度に第1次の計画を策定して以来、社会情勢や廃棄物処理を取り巻く環境の変化に応じた目的や施策等を設定し、第6次まで随時改定を重ねてきた。

これまでの計画の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 （第1次）計画の概要

(1) 計画の背景

- ・谷戸沢処分場が、終了予定年度(平成8年度)より前に満杯になるおそれ
- ・第二処分場も計画より大幅に早く満杯になる可能性

(2) 計画年度

- ・平成5年度～平成8年度※

※策定当初は、終了年度は定めていなかったが、第2次計画の策定により、平成8年度が最終年度となった。

(3) 計画の目的

- ・谷戸沢処分場の減容（量）化施策による延命化(平成8年度まで)
- ・第二処分場を減容（量）化施策による 10 年間以上の使用可能化

(4) 主な施策等

- ・組織団体別搬入配分計画及び搬入量管理計画の設定
- ・搬入配分量に基づく負担金制度(超過金・貢献金制度含む) 等

1.1.2 第2次計画の概要

(1) 計画の背景

- ・地域住民の自然環境保全に対する意識の高まりやリサイクル法の制定など清掃事業を取り巻く環境の変化

(2) 計画年度

- ・平成9年度～平成 17 年度※

※策定当初は、ニツ塚処分場の使用期間最終年度(平成 24 年度)が計画の終了年度であったが、第3次計画の策定により、平成 17 年度が最終年度となった。

(3) 計画の目的

- ・最終処分場のより確実な計画的・安定的利用

(4) 主な施策等

- ・二ツ塚処分場開設に伴う組織団体別搬入配分計画等の見直し
- ・搬入量の管理計画の設定
- ・二ツ塚処分場に関する負担金制度の設定 等

1.1.3 第3次計画の概要

(1) 計画の背景

- ・循環型社会の形成を目指した動きの本格化
- ・平成 18 年度からのエコセメント事業の稼働

(2) 計画年度

- ・平成 18 年度～平成 22 年度(5年間)

(3) 計画の目的

- ・二ツ塚処分場埋立空間の有効利用
- ・組織団体のごみ減量の更なる推進
- ・東京たまエコセメント化施設(以下、「エコセメント化施設」という。)の安定的かつ効率的な運用

(4) 主な施策等

- ・平成 22 年度の埋立進捗率を 50%以下に抑制
- ・減容(量)化努力を最大限引き出すための超過金・貢献金制度の見直し
- ・搬入配分量算定方法の簡素化 等

1.1.4 第4次計画の概要

(1) 計画の背景

- ・エコセメント事業の開始に伴い焼却残さの埋立がゼロ
- ・組織団体によるリサイクルの推進により不燃残さの搬入量が大幅に減少
- ・二ツ塚処分場の長期間的使用に向けた事業環境の実現

(2) 計画年度

- ・平成 23 年度～平成 27 年度(5年間)

(3) 計画の目的

- ・二ツ塚処分場の延命化
- ・エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用

(4) 主な施策等

- ・平成 27 年度の不燃残さ・焼却残さを平成 22 年度比で 10%減容(量)
- ・乾燥灰の処理能力超過を見据えた搬入に係る仕組みづくり
- ・乾燥灰の搬入量増加を見据えた負担金の算定方法の見直し
- ・エコセメント事業開始に伴う超過金・貢献金制度の見直し

- ・埋立量の減少に伴う不燃物搬入日数の見直し
- ・組織団体によるエコセメントの利用促進 等

1.1.5 第5次計画の概要

- (1) 計画の背景
 - ・循環型社会の実現に向けた社会ニーズの一段の高まり
 - ・複数の中間処理施設における更新や機能変更
- (2) 計画年度
 - ・平成 28 年度～平成 32(令和2)年度(5年間)
- (3) 計画の目的
 - ・一般廃棄物の最終処分 of 着実な実施と資源循環型社会への寄与
- (4) 主な施策等
 - ・平成 32(令和2)年度の不燃残さを平成 27 年度比で 40%減容(量)
 - ・平成 32(令和2)年度の焼却残さを平成 27 年度比で5%減容(量)
 - ・乾燥灰の処理能力超過を見据えた搬入に係る仕組みづくり
 - ・不燃残さを搬入しない団体の増加に伴う不燃残さ搬入配分量算出方法の変更
 - ・不燃残さの埋立に係る負担金計算方法の変更 等

1.1.6 第6次計画の概要

- (1) 計画の背景
 - ・組織団体の減容(量)化等の取組による埋立量の大幅な減少
 - ・資源循環型社会の実現に向けた社会ニーズの高まり
- (2) 計画年度
 - ・令和3年度～令和7年度(5年間)
- (3) 計画の目的
 - ・二ツ塚基本協定等を踏まえた減容(量)化
 - ・埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用
 - ・資源循環型社会の実現
- (4) 主な施策等
 - ・令和7年度の焼却残さ搬入量を 74,000t以下に減容(量)
 - ・不燃残さ搬入量ゼロの継続
 - ・不燃残さ搬入ゼロに伴う負担金計算方法の見直し
 - ・不燃残さ搬入ゼロに伴う不燃残さの搬入配分量、超過金・貢献金制度の見直し
 - ・乾燥灰の処理能力超過を見据えた搬入に係る仕組みづくり 等

※超過金・貢献金制度は令和6年度をもって廃止。

※負担金制度のうち埋立関連施設事業費は令和7年度より適用。

1.2 第7次廃棄物減容(量)化基本計画における基本的事項

第7次廃棄物減容(量)化基本計画(以下、「第7次計画」という。)は、「第7次廃棄物減容(量)化基本計画策定等委員会設置要綱」に基づき、組織団体清掃担当部長職、循環組合に焼却灰を搬入している一部事務組合事務局長及び循環組合事務局長からなる委員会及び専門部会での協議を経て、策定した(委員会及び専門部会に関する詳細は資料編1に示す。)

第7次計画における基本的事項について以下に整理する。

1.2.1 計画策定の背景・目的・目標

(1) 計画策定の背景

1) エコセメント事業継続の決定

エコセメント化施設は、平成18年7月に竣工し、計画的に補修・改造等が行われているものの、竣工から19年(令和7年10月時点)が経過し、長期稼働に伴い、老朽化が進行している。今後、更なる経年劣化が想定されることから、将来の施設機能維持の観点からも、各設備・機器の適切な保全及び更新が課題になっている。

このような状況を踏まえ、エコセメント化施設において、今後も継続的に安全かつ安定した焼却残さ処理を実施するため、基幹的設備改良工事(以下、「基幹改良工事」という。)により施設の延命化を図ることを、「東京たま広域資源循環組合運営計画(令和4年3月)」(以下、「運営計画」という。)において定め、さらに、「東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)」(以下、「エコ更新工事等基本計画」という。)として、工事内容に関する計画を策定した。

基幹改良工事は令和8年度から令和12年度にかけて実施する予定である。

2) 埋立ゼロの継続に向けた埋立関連施設の整備

基幹改良工事の実施に当たっては、施設を一定期間稼働停止する必要があることから、工事期間中は従前どおり焼却残さを受け入れることが出来なくなり、このままでは二ツ塚処分場への埋立ゼロ継続が困難となる。

そこで、基幹改良工事の実施決定と並行して、エコセメント化施設の稼働停止期間時において焼却残さを受け入れる代替施設(埋立関連施設)の整備を決定した。これにより、埋立ゼロを今後も継続していく。

3) エコセメント化施設への焼却残さ搬入量減少

第2章にて後述するとおり、組織団体のごみ減量努力等により、エコセメント化施設への焼却残さ搬入量は減少傾向を示している。また、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、プラスチック製容器包装廃棄物以外のプラスチック使用製品廃棄物についても再商品化できる仕組みが設けられたため、従来可燃ごみ等として回収されていたプラスチックが資源化されることで、今後更なる焼却残さの減少も想定される。

一方で、エコ更新工事等基本計画においては、エコセメント事業を安定的に進めるために、焼却残さの一定量の確保が必要である旨を示している。

(2) 本計画の目的及び目標

本計画の目的は、従来と同様に、埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用とする。この目的の達成に向けて、本計画においては、エコセメント化施設の安定的な運営を目標とする。

目的 埋立ゼロの継続による二ツ塚処分場の長期使用

→多摩地域において新たな処分場を確保することは極めて困難な状況であることから、現在の埋立ゼロを今後も継続していくことにより、二ツ塚処分場の可能な限りの長期使用を図る。

目標 エコセメント化施設の安定的な運営

→エコセメント化施設の基幹改良工事期間中においても、焼却残さの安定的な処理体制を確保することで、継続的な運営を維持するとともに、エコセメント事業の成立条件としている焼却残さの一定量の確保を目指す。

1.2.2 本計画の枠組み

(1) 計画期間

本計画における計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間とする。なお、エコセメント化施設の基幹改良工事期間と同期間となる。

表 1-1 計画期間（年度）

R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
第6次計画	第7次計画					第8次計画
	エコセメント化施設の基幹改良工事期間					(予定)

(2) 計画対象範囲及び位置づけ

本計画の対象範囲は、二ツ塚処分場埋立管理事業及びエコセメント事業とする。

また、本計画の位置づけは次のとおりである。

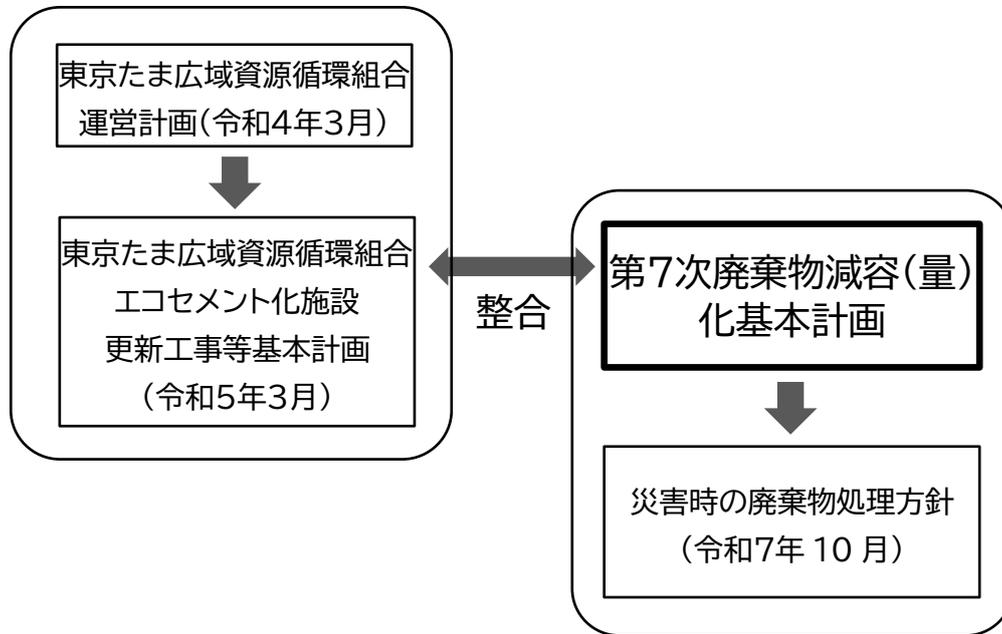


図 1-1 本計画の位置づけ

第2章 循環組合における基本情報の整理

2.1 組織団体及び搬入団体

2.1.1 組織団体

廃棄物減容(量)化基本計画において、循環組合を構成する市町を「組織団体」と呼ぶ。以下に組織団体の一覧を示す。

表 2-1 循環組合を構成する組織団体

・ 八王子市	・ 立川市	・ 武蔵野市	・ 三鷹市	・ 青梅市
・ 府中市	・ 昭島市	・ 調布市	・ 町田市	・ 小金井市
・ 小平市	・ 日野市	・ 東村山市	・ 国分寺市	・ 国立市
・ 福生市	・ 狛江市	・ 東大和市	・ 清瀬市	・ 東久留米市
・ 武蔵村山市	・ 多摩市	・ 稲城市	・ 羽村市	・ 西東京市
・ 瑞穂町				

組織団体数:26 団体



出典:東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)

図 2-1 組織団体の位置図

2.1.2 搬入団体

廃棄物減容(量)化基本計画において、焼却及びリサイクル施設から排出される焼却残さ及び不燃残さを搬入する市町及び一部事務組合を「搬入団体」と呼ぶ。受入対象物における搬入団体及び中間処理施設の一覧を以下に整理する。

表 2-2 受入対象物における搬入団体及び中間処理施設の一覧（令和7年10月現在）

組織団体	焼却残さ		不燃残さ	
	搬入団体	中間処理施設	搬入団体	中間処理施設
八王子市	〔八王子市〕	戸吹清掃工場(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔八王子市〕	戸吹不燃物処理センター
		館クリーンセンター(流動床式)		
	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場(ストーカ式)	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場
立川市	〔立川市〕	立川市クリーンセンター(ストーカ式)	〔立川市〕	立川市総合リサイクルセンター
武蔵野市	〔武蔵野市〕	武蔵野クリーンセンター(ストーカ式)	〔武蔵野市〕	武蔵野クリーンセンター
三鷹市	〔ふじみ衛生組合〕	クリーンプラザふじみ(ストーカ式)	〔ふじみ衛生組合〕	ふじみリサイクルセンター
青梅市	〔西多摩衛生組合〕	西多摩衛生組合環境センター(流動床式)	〔青梅市〕	青梅市リサイクルセンター
府中市	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔府中市〕	府中リサイクルプラザ
昭島市	〔昭島市〕	昭島市清掃センター(ストーカ式)	〔昭島市〕	昭島市環境コミュニケーションセンター (粗大ごみ処理施設)
調布市	〔ふじみ衛生組合〕	クリーンプラザふじみ(ストーカ式)	〔ふじみ衛生組合〕	ふじみリサイクルセンター
町田市	〔町田市〕	町田市バイオエネルギーセンター熱回収施設 (ストーカ式)	〔町田市〕	町田市バイオエネルギーセンター 不燃・粗大ごみ処理施設
	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場(ストーカ式)	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場
小金井市	〔浅川清流環境組合〕	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 (ストーカ式)	〔小金井市〕	小金井市野川クリーンセンター
小平市	〔小平・村山・大和衛生組合〕	小平・村山・大和衛生組合清掃工場 (ストーカ式)	〔小平・村山・大和衛生組合〕	不燃・粗大ごみ処理施設
日野市	〔浅川清流環境組合〕	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 (ストーカ式)	〔日野市〕	日野市クリーンセンター
東村山市	〔東村山市〕	東村山市秋水園(ストーカ式)	〔東村山市〕	東村山市秋水園
国分寺市	〔浅川清流環境組合〕	浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設 (ストーカ式)	〔国分寺市〕	国分寺市清掃センター
国立市	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔国立市〕	国立市環境センター
福生市	〔西多摩衛生組合〕	西多摩衛生組合環境センター(流動床式)	〔福生市〕	福生市リサイクルセンター
狛江市	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川
東大和市	〔小平・村山・大和衛生組合〕	小平・村山・大和衛生組合清掃工場 (ストーカ式)	〔小平・村山・大和衛生組合〕	不燃・粗大ごみ処理施設
清瀬市	〔柳泉園組合〕	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	〔柳泉園組合〕	柳泉園不燃・粗大ごみ処理施設
東久留米市	〔柳泉園組合〕	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	〔柳泉園組合〕	柳泉園不燃・粗大ごみ処理施設
武蔵村山市	〔小平・村山・大和衛生組合〕	小平・村山・大和衛生組合清掃工場 (ストーカ式)	〔小平・村山・大和衛生組合〕	不燃・粗大ごみ処理施設
多摩市	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場(ストーカ式)	〔多摩ニュータウン環境組合〕	多摩清掃工場
稲城市	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川(ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	〔多摩川衛生組合〕	クリーンセンター多摩川
羽村市	〔西多摩衛生組合〕	西多摩衛生組合環境センター(流動床式)	〔羽村市〕	羽村市リサイクルセンター
西東京市	〔柳泉園組合〕	柳泉園クリーンポート(ストーカ式)	〔柳泉園組合〕	柳泉園不燃・粗大ごみ処理施設
瑞穂町	〔西多摩衛生組合〕	西多摩衛生組合環境センター(流動床式)	〔瑞穂町〕	みずほリサイクルプラザ

2.2 焼却残さ（＝主灰＋飛灰）とは

中間処理施設に搬入される可燃ごみに加え、リサイクル施設から発生する可燃残さ及び不燃残さを焼却処理することで発生する焼却灰(焼却残さ)のうち、焼却炉の底から回収される灰を主灰といい、焼却炉の上方から排出され、主に集じん装置によって回収される灰を飛灰という。

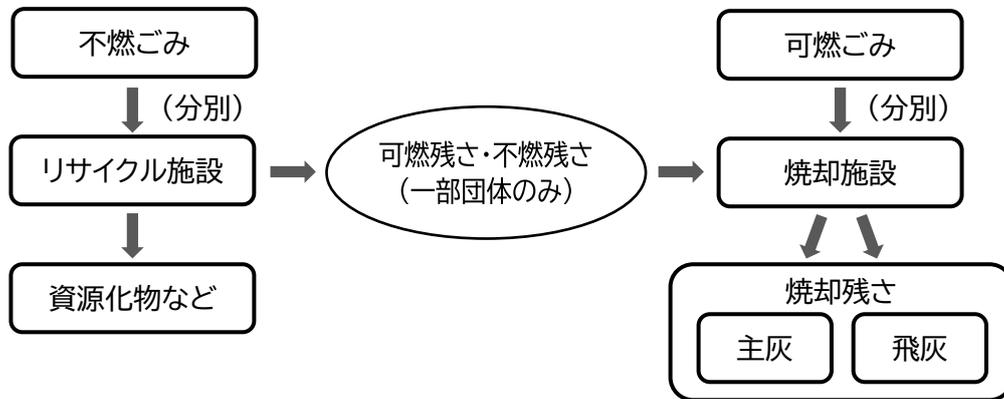
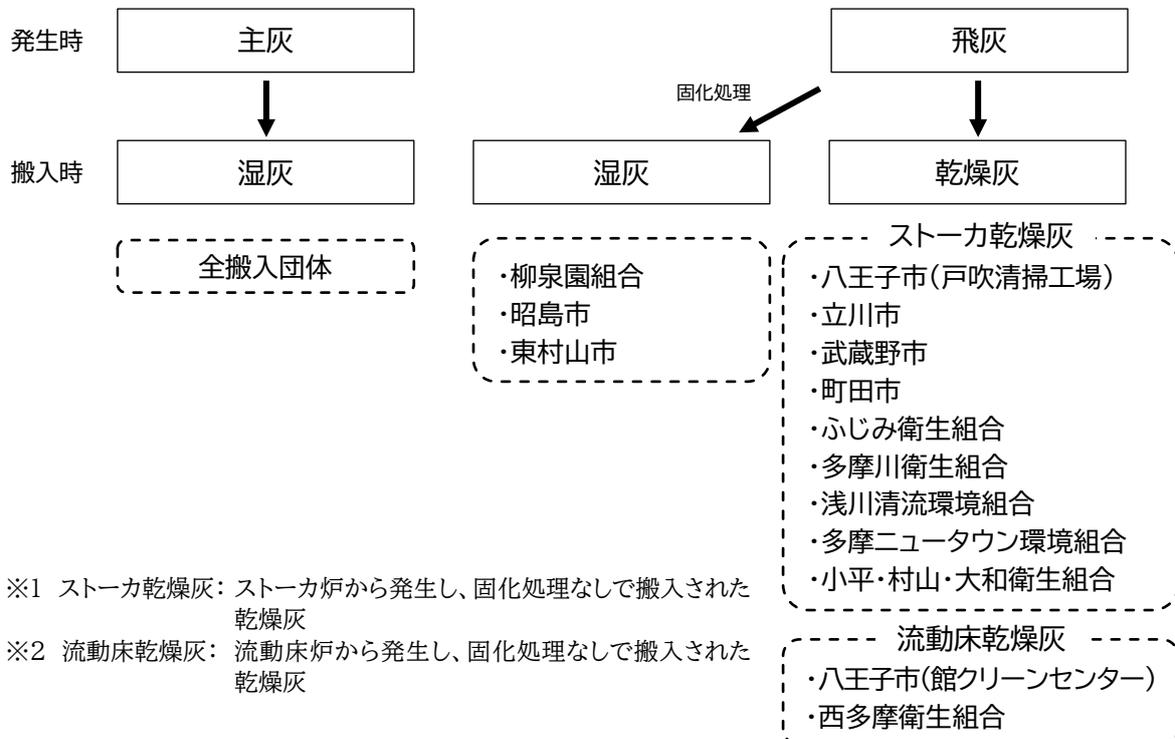


図 2-2 循環組合に搬入される廃棄物の中間処理

また、主灰及び飛灰は以下に示すとおり、湿灰と乾燥灰に分類される。湿灰とは、主灰及び飛灰を薬剤等で固化処理して搬入されたものを指す。乾燥灰とは、飛灰のうち薬剤等で固化処理をせずに搬入されたものを指す。

なお、ストーカ乾燥灰^{※1}の比重は流動床乾燥灰^{※2}よりも小さい(ストーカ乾燥灰:0.2、流動床乾燥灰:0.6)。



※1 ストーカ乾燥灰: ストーカ炉から発生し、固化処理なしで搬入された乾燥灰
 ※2 流動床乾燥灰: 流動床炉から発生し、固化処理なしで搬入された乾燥灰

図 2-3 湿灰・乾燥灰の定義

これまでの焼却残さ及び不燃残さにおける処理・処分方法の変遷を以下に示す。

表 2-3 焼却残さ及び不燃残さにおける処理・処分方法の変遷

	～第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画
	～ H27	H28 ～ R2	R3 ～ R7	R8 ～ R12
埋立	分割埋立	H30～ 埋立ゼロ		災害時など埋立検討
	不燃残さ	→		
	焼却残さ	-----→		一時(石灰石)埋立
エコセメント化	H18.7月～	→		掘り起こし

「不燃物」から「不燃残さ」へ

本計画では、埋立する不燃物を「不燃残さ」と称している。

この用語は第5次計画(H28～R2)からそれまでの「不燃物」から代替している。なお、廃棄物受入の前提となる日の出町・地元自治会と締結している公害防止協定書の規定では「不燃・焼却不適ごみ」である。

「不燃残さ」と呼ぶこととした背景としては、埋立してきた不燃物の組成の変化がある。

減容(量)化計画策定当初は最終処分場の容量がひっ迫していたことから、第1次から第2次計画において、次のとおり組織団体による減容(量)化施策が推し進められた。

項目	施策内容	第1次計画(H5-H8)の目標値	第2次計画(H9-H24)の目標値
基本 施策	1 資源ごみ収集の強化	【回収率】 金属量 20%、ガラス量 75%	【回収率】 金属量 50%、ガラス量 80%
	2 可燃ごみ中の不燃系有価物の減量強化	【残存率】 金属量 10%、ガラス量 10%	【残存率】 金属量 5%、ガラス量 5%
	3 不燃ごみ処理施設での不燃系有価物の回収強化	【回収率】 金属量 63%、ガラス量 12%	【回収率】 金属量 90%、ガラス量 80%
	4 処分不燃物中の混入可燃物の減量強化	【残存率】 可燃物 10%	【残存率】 可燃物 10%
二次 施策	5 廃プラスチック類のサーマルリサイクル	【焼却率】 廃プラ類の焼却を行う	【焼却率】 最大 90%

上記の施策のほか、超過金・貢献金の各年度清算の導入に加え、平成 12 年度に容器包装リサイクル法が施行され、容器包装プラスチックの資源化も進められてきた。

これらの取組の結果、従前不燃物として扱われていた廃プラスチック類の更なる焼却・資源化の推進、金属・ガラス、可燃物の徹底的な分離などにより、不燃物としての組成が大きく変わってきたことを踏まえ、雑多な種類が混在した「不燃物」からこれ以上の焼却処理及び資源化が困難なものとして、「不燃残さ」と呼ぶこととした。

2.3 循環組合が所有する施設の概要

2.3.1 施設概要

循環組合が所有する各施設の概要を以下に示す(ただし、谷戸沢処分場については既に埋立が終了していることから、ここには示していない。)

表 2-4 ニツ塚処分場の概要

項目			概要
位置			東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
規模	面積	全体面積	59.1ha
		開発面積(埋立面積)	33.3ha(18.4ha)
		非開発面積	25.8ha
	容量	全体容量	3,700,000m ³
		埋立容量	2,500,000m ³
覆土容量		1,200,000m ³	
埋立廃棄物の種類			一般廃棄物のうち可燃ごみの焼却残さ、不燃ごみ及び焼却不適ごみ
排水の放流先			浸出水は、処理後、下水道へ放流
工事期間 (予定)	処分場建設事業	第1期	平成7年度～平成10年度
		第2期	平成12年度～平成14年度
		第3期	埋立状況に応じ実施(実施時期未定) [※]
	廃棄物埋立処分	平成9年度～令和9年度 [※]	
埋立進捗率			44.7%

※今後、廃棄物の埋立状況に応じ、第3期建設工事の実施時期を確定する。また、エコセメント化施設の稼働状況ならびに廃棄物の埋立状況により、廃棄物埋立処分の期間が変更となる可能性がある。

出典：東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)

表 2-5 エコセメント化施設の概要

施設の名称	東京たまエコセメント化施設	
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地 (ニツ塚処分場内)	
稼働年月	平成18年7月	
処理対象物	搬入団体のごみ焼却施設から排出される焼却残さ ^{※1} 、溶融飛灰 ^{※2} 及びニツ塚処分場に分割埋立 ^{※3} された焼却残さ他 ^{※4}	
処理能力	焼却残さ等の処理能力	約 330t/日(平均処理量 約 300t/日)
	エコセメント生産能力	約 520t/日(平均生産量 約 430t/日)
事業方式	公設・民営方式(DBO方式)	
運営期間	現状：平成18年4月から令和8年3月(20年間)	
	将来：令和8年4月から令和33年3月(25年間)	
敷地面積	約 46,000m ² (ニツ塚処分場全体面積 約 591,000m ²)	

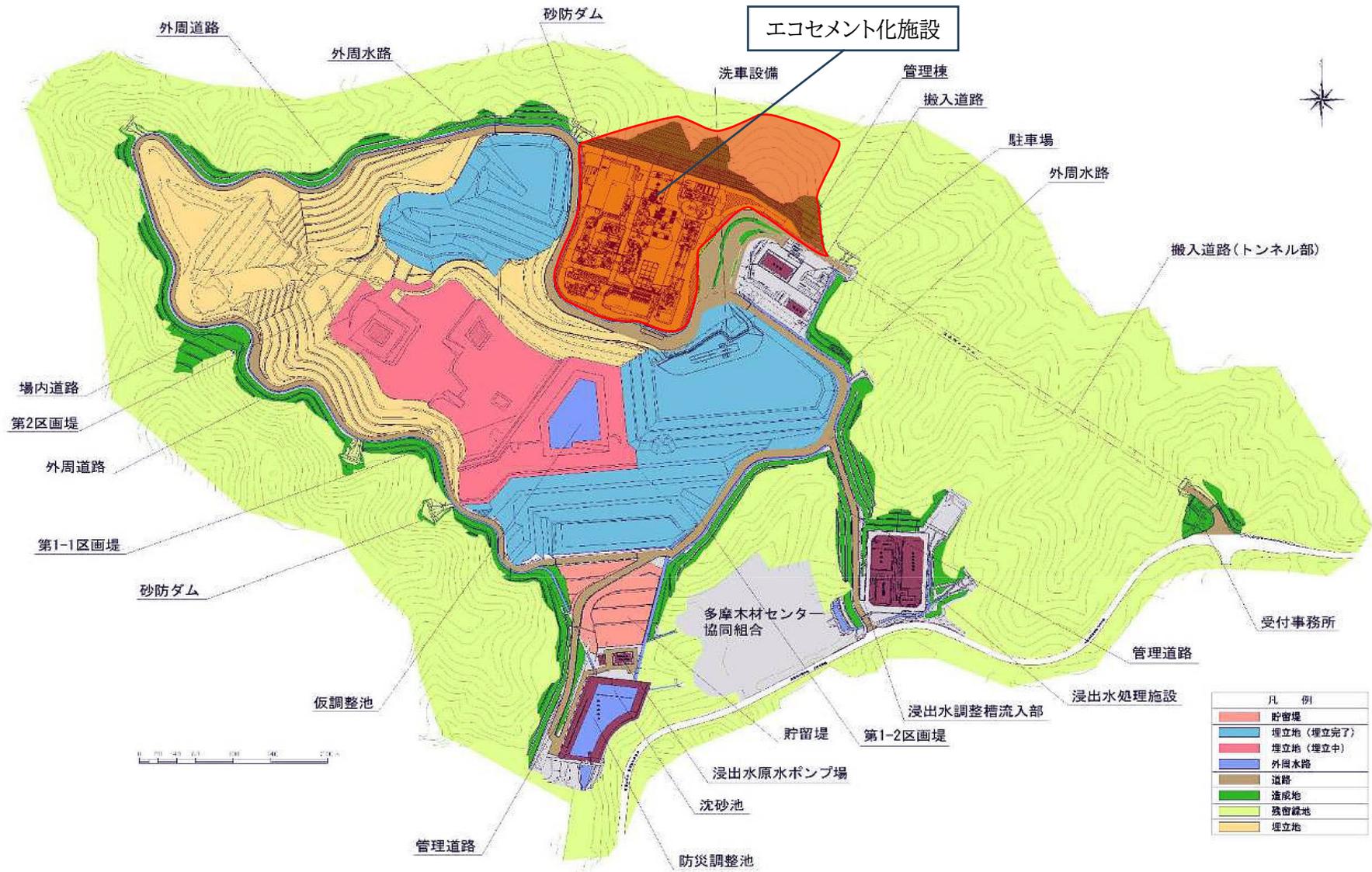
※1 焼却残さ：焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

※2 溶融飛灰：灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

※3 分割埋立：埋め立てられた焼却残さの再処理(エコセメント化)を行うため、平成12年9月より焼却残さと不燃ごみをそれぞれエリア分けて埋立を開始

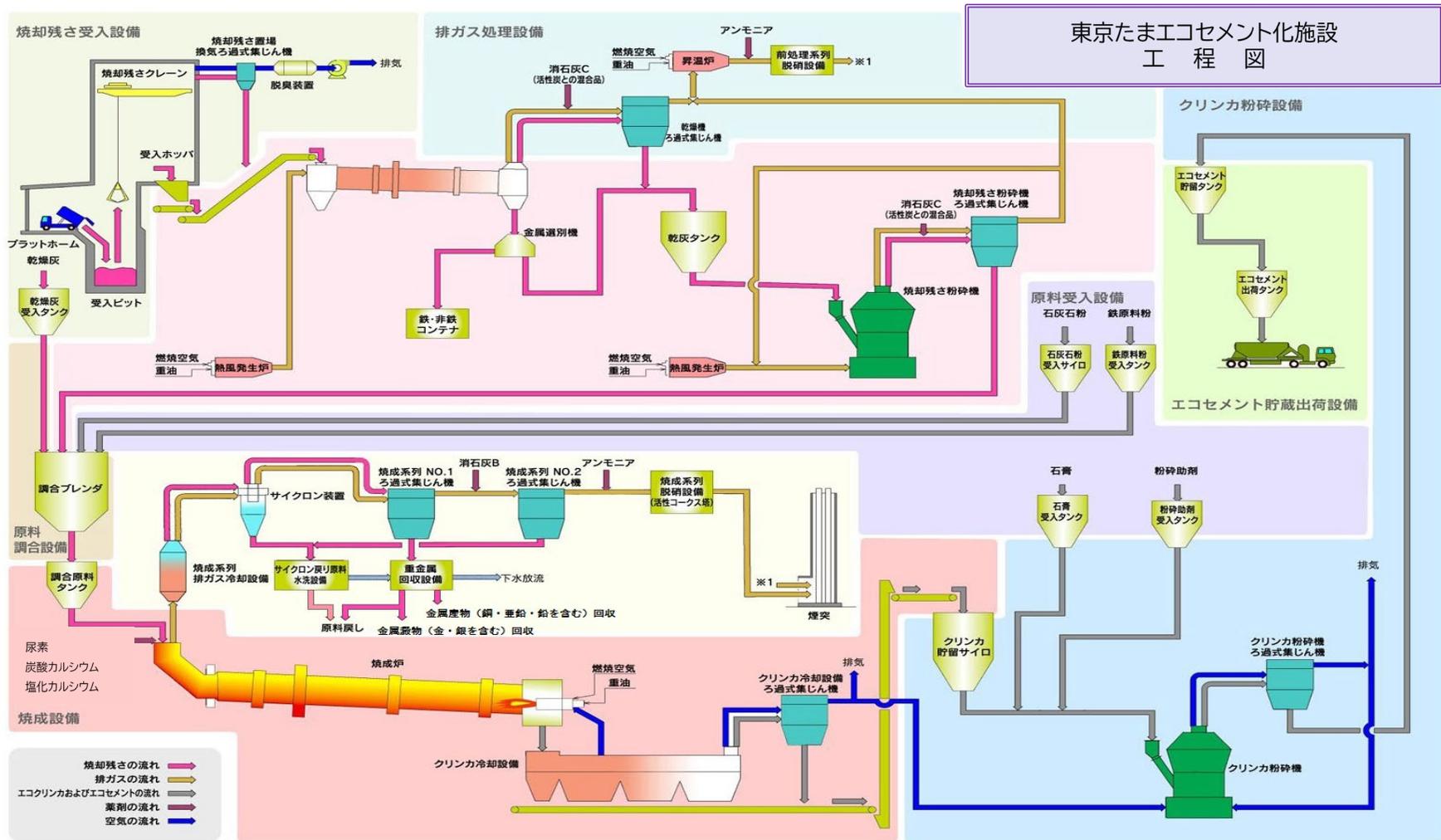
※4 特定家畜伝染病を処理した後の焼却残さも含む(詳細は資料編4にて整理する。)

出典：東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)より一部加筆



出典:東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)

図 2-4 ニツ塚処分場平面図



出典: 東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)

図 2-5 エコセメント化施設における処理フロー

2.3.2 循環組合までの搬入ルート

廃棄物運搬車両及びエコセメント材料等運搬車両の循環組合への搬入ルートについては、以下に示すとおりである。これらの搬入ルートは、あきる野市、青梅市及び日の出町と締結している協定等に基づき、定められている。

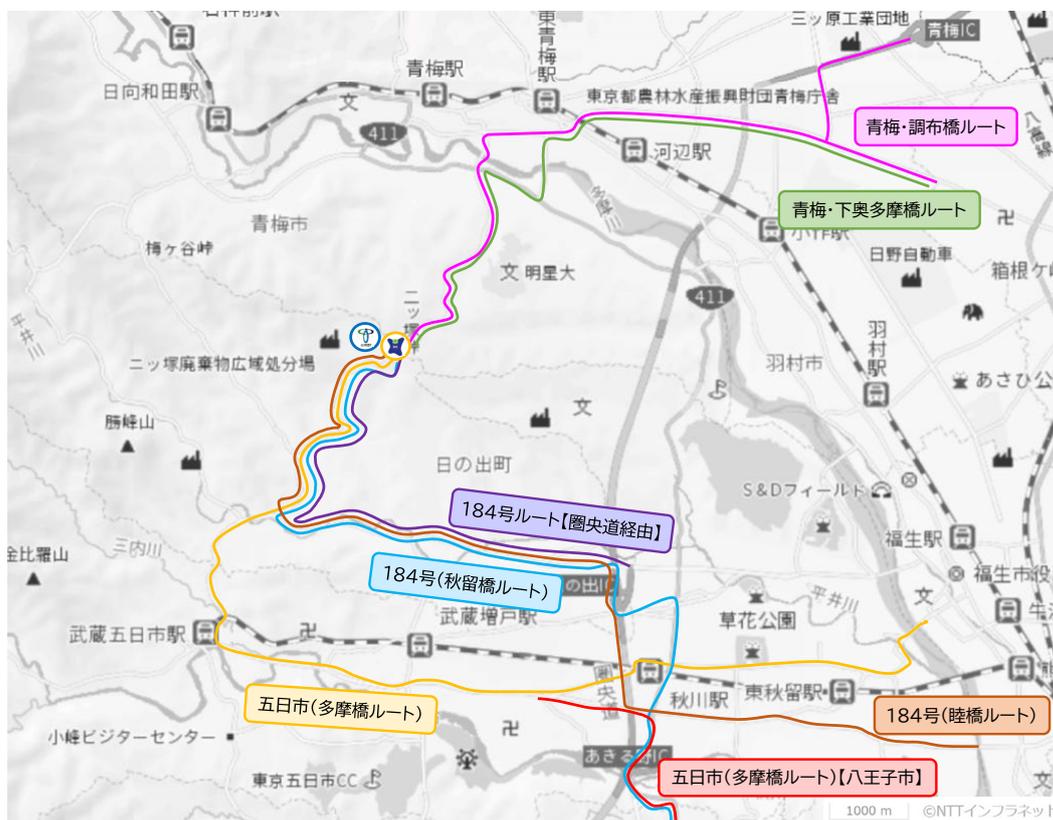


図 2-6 循環組合の位置及び搬入ルート

表 2-6 搬入ルート別の団体等一覧

搬入ルート	ルートを使用する組織団体等	根拠
青梅街道－秋川街道 (青梅市が提示するルート、 渡河位置:調布橋)	小金井市、東村山市、柳泉園組合、 小平・村山・大和衛生組合、エコセメント材料等運搬車両	日の出町協定 (青梅市協定)
青梅街道－秋川街道 (青梅市が提示するルート、 渡河位置:下奥多摩橋)	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、国分寺市、羽村市、 瑞穂町、西多摩衛生組合	
五日市街道－秋川街道 (多摩橋ルート)	国立市、日野市、府中市、昭島市、福生市、多摩川衛生組合、 ふじみ衛生組合、浅川清流環境組合、立川市、八王子市	日の出町協定 (あきる野市協定)
都道 184 号線－秋川街道 (秋留橋ルート)	町田市、多摩ニュータウン環境組合	
都道 184 号線－秋川街道 (睦橋ルート)	エコセメント材料等運搬車両	
都道 184 号線－秋川街道 【圏央道経由】	エコセメント材料等運搬車両	

2.4 上位計画について

2.4.1 東京たま広域資源循環組合運営計画（令和4年3月策定）

エコセメント化施設は平成18年7月の竣工から19年(令和7年10月時点)が経過しており、本施設の設備・機器は、計画的に補修・改造等が行われているものの、今後経年劣化が進行していくことが想定され、将来の老朽化を見据えた対応や各設備・機器の保全が課題になっている。

このような状況を受け、現在の運営委託契約期間が終了することを踏まえた令和8年度以降の事業運営の方向性、組織団体の財政的負担のあり方等を検討するため、平成28年度より運営計画を策定することとした。運営計画の策定に当たり、組織団体の清掃担当部長及び循環組合事務局長による「東京たま広域資源循環組合運営計画検討委員会」を設置し、同委員会では、議論を踏まえ、検討項目の1つでもある令和8年度以降の焼却残さの処理方針について、「エコセメント事業の継続（現施設更新）案」を採択し、運営計画に盛り込んだ。

2.4.2 東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画（令和5年3月策定）

運営計画に「エコセメント事業の継続（現施設更新）案」が盛り込まれたことを受け、エコ更新工事等基本計画では、地域の状況や立地条件、法規制条件等を十分把握し、最新の技術動向を考慮した安定的かつ経済的なエコセメント化施設の更新（延命化）に向けて、基幹改良工事の基本的事項を整理した。加えて、エコセメント化施設の基幹改良工事中も搬入される焼却残さを継続して受け入れるために必要な施設（埋立関連施設）の処理方法について検討した上で、処理方式・システム等を定めることで、計画的な整備推進に資することを目的とした。以下に基幹改良工事及び埋立関連施設の概要等について整理する。

(1) 基幹改良工事の概要

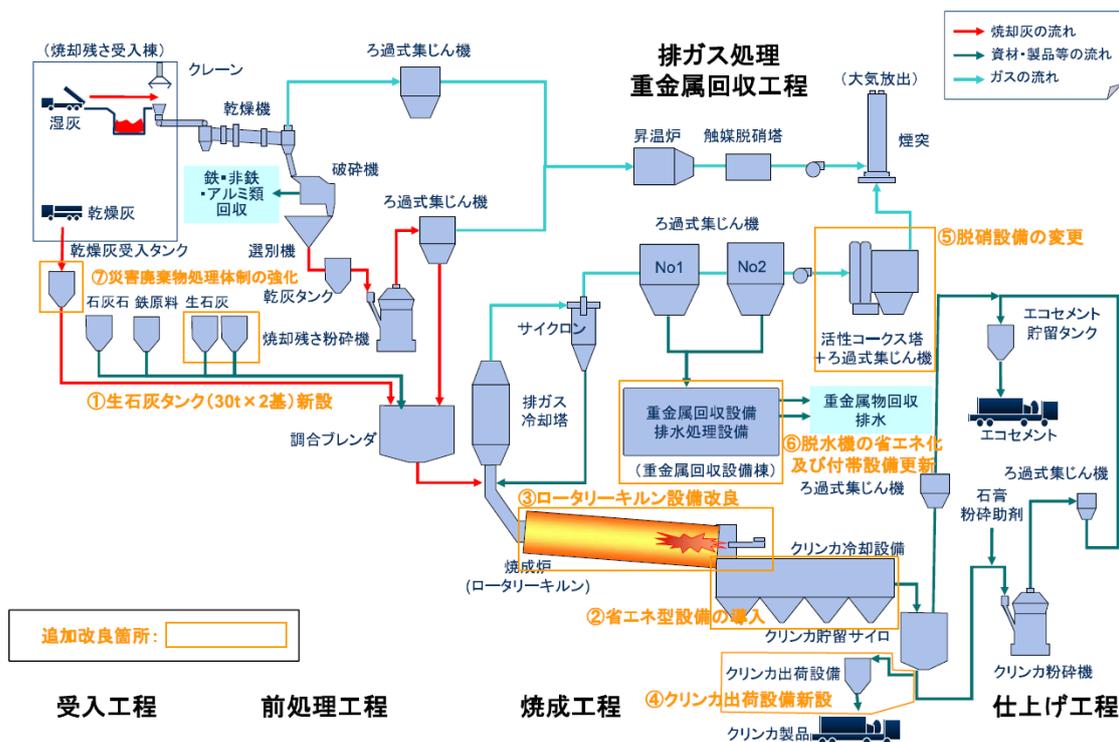
エコセメント化施設の基幹改良工事の概要を以下に示す。

表 2-7 工事内容

項目		主な改良内容	
1	焼却残さ	焼却残さ受入れ設備	焼却残さクレーン老朽化に伴う全取替
2		洗車排水処理設備	設備老朽化に伴う全取替
3	前処理	前処理設備	乾燥機老朽化、乾灰タンク劣化に伴う全取替
4		焼却残さ粉碎設備	焼却残さ粉碎機老朽化に伴う部分取替
5	原料受入	原料受入設備	生石灰タンク新設(3基→5基)
6		乾燥灰(飛灰)受入タンク及び受入口追加	
7	原料調合	原料調合設備	調合ブレンダー装置及び周辺設備老朽化に伴う部分取替
8	焼成	焼成設備	1)クリンカ出荷設備新設(CO ₂ 排出量削減) 2)キルン口元シェル改良、駆動装置取替(CO ₂ 排出量削減) 3)焼成炉胴体一部、ガースギア取替(老朽化対策) 4)煉瓦、耐火物取替(老朽化対策) 5)キルンメインパーナ部分取替(老朽化対策) 6)クリンカ冷却器全取替(CO ₂ 排出量削減) 7)クリンカ BGF 全取替(老朽化対策)
9	クリンカ 粉碎	石膏受入設備	石膏ホップ、輸送機の部分取替
10		クリンカ粉碎設備	クリンカ粉碎機の部分取替

項目		主な改良内容	
11	エコセメント貯蔵・出荷	エコセメント貯蔵・出荷設備	貯蔵タンク、輸送機設備老朽化に伴う部分取替
12	排ガス処理	前処理系列排ガス処理設備	乾燥機ろ過式集じん機、ダクト全取替
13		焼成系列排ガス処理設備	脱硝設備後段コークス塔を撤去し、BGF 新設
14	重金属	重金属回収設備	・各部タンク、ポンプ類、配管類、制御設備等の取替(老朽化対策) ・脱水機(6台)取替(CO ₂ 排出量削減)
15	燃料	燃料設備	重油ポンプユニット、他設備老朽化に伴う部分取替
16	給水	給水設備	給水ポンプユニット、他設備老朽化に伴う部分取替
17	雨水	雨水利用設備	雨水ポンプユニット、他設備老朽化に伴う部分取替
18	配管	給水・圧縮空気・水処理・雨水利用・燃料・その他	コンプレッサ、エアドライヤ、除湿装置は各工程に振り分け
19	電気	電気・計装・制御設備	制御盤、分電盤、シーケンサの部分取替
20	品質管理	品質管理設備	品質管理設備老朽化に伴う取替
21	土木建築	土木・建築	・管理棟設備(空調設備・消防設備等、法定に係る設備)の部分取替 ・設備更新工事に伴う建屋開口復旧 ・屋根及び外壁等の修繕

出典：東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)



出典：東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)

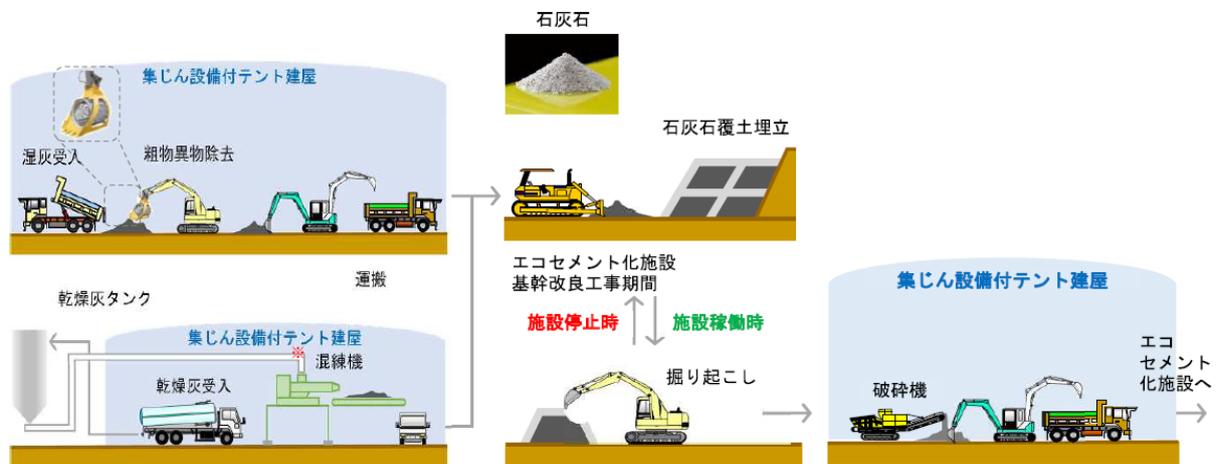
図 2-7 工事範囲

(2) 基幹改良工事の実施に伴う埋立関連施設の整備

埋立関連施設は、焼却残さを埋立前処理した後に、飛散・流出を防ぎ、悪臭などが発散しないよう、石灰石を用いて即日覆土を実施して一時埋立てする石灰石覆土埋立方法を採用する。エコセメント化施設の基幹改良工事時以外において、一時埋立て中に未反応石灰の固結などにより硬化した焼却残さを掘り起こし、破碎して、エコセメント化施設へ搬入する。

乾燥灰(飛灰)に含まれている消石灰は強アルカリ性のため、石灰石と緩衝して pH を安定させる効果が見込まれるとともに、埋立処分場の浸出水処理施設で適正に処理した上で排水するため、環境への影響についても問題ないと考えられる。

なお、組織団体から排出される焼却残さは、湿灰(薬剤等で固化処理して排出された飛灰及び主灰)と乾燥灰(薬剤等で固化処理せずに排出された飛灰)に分類される。乾燥灰を一時埋立てするためには、薬剤等で固化処理する必要がある。



出典：東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設更新工事等基本計画(令和5年3月)

図 2-8 埋立関連施設のフロー図

(3) 循環型社会形成推進交付金・廃棄物処理施設整備費都補助金の活用

エコセメント化施設の基幹改良工事については、国の「循環型社会形成推進交付金」及び東京都の「廃棄物処理施設整備費都補助金」の活用を予定している。

循環型社会形成推進交付金における交付要件としては以下に示すとおり、「CO₂削減率3%以上」、「災害廃棄物処理体制の強化」が指定されている。

表 2-8 循環型社会形成推進交付金の交付要件

施設の種類	項目	循環型社会形成推進交付金
リサイクルセンター、 ごみ焼却施設 【エコセメント化施設 が該当】	事業分類	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 (交付率1/3)
	主要な交付要件	(a)CO ₂ 削減率3%以上、または(b)災害廃棄物処理体制の強化、または(a)+(b)
	交付率	1/3

出典：循環型社会形成推進交付金等申請ガイド(施設編) 令和7年7月 環境省P.60より作成

廃棄物処理施設整備費都補助金の交付対象、交付額は以下に示すとおりとする。

表 2-9 廃棄物処理施設整備費都補助金の交付対象、交付額

施設の種類	項目	廃棄物処理施設整備費都補助金
エコセメント化施設	事業分類	改良に係る事業
	交付額	補助対象事業費の額と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額(以下、「都補助基本額」という。)から国庫支出金及び地方財源措置(都補助基本額から国庫支出金を差引いた額に地方債の充当率を乗じて得た額とする。)を差引いた額に、2分の1を乗じて得た額以内

出典：廃棄物処理施設整備費都補助金交付要綱、廃棄物処理施設整備費都補助金取扱要領(東京都)より作成

第3章 現状の整理

3.1 搬入管理

3.1.1 搬入日及び時間・覆土厚について

(1) 焼却残さ

焼却残さの搬入は、平日(月曜日～金曜日)、受付時間9時～16時とする。

・但し、冬期(12月～2月)受付時間9時～15時30分

(2) 不燃残さ

不燃残さの搬入は、平日の金曜日、受付時間9時～16時とする。

・但し、冬期(12月～2月)受付時間9時～15時30分

・平成22年度まで週5回(月～金)、平成23年度から週3回(月・水・金)、

平成26年度から週2回(水・金)、平成30年度から週1回(金)に見直し。

なお、覆土については、覆土材使用量を抑制して二ツ塚処分場の更なる延命化を図ることを目的に、平成26年度より50cmから30cmへ変更、さらに平成28年度よりシート掛け(覆土等)による廃棄物の被覆もできるよう変更した。

3.1.2 搬入実績の管理

処理実態の把握や住民への説明、組織団体負担金算定等のためには、焼却残さの実績値の把握が必要である。焼却残さの搬入量実績の管理方法について、以下に示す。

・搬入実績は、焼却残さ(重量)及び不燃残さ(容量)で把握する。

・焼却残さは、さらに湿灰及び乾燥灰に分けて把握する。

(1) 焼却残さの把握方法(計測方法)

焼却残さの重量については、直接計測する。

- ・二ツ塚処分場のトラックスケールで計測される重量をもって搬入実績とする。
- ・焼却残さは、原則として全てエコセメント化施設へ搬入し、埋立を行わないことから、搬入実績の管理は重量(t)を基本とする。
- ・焼却残さに係る負担金の算定等の管理数値は、重量(t)を用いて管理する。
- ・ただし、例外的にエコセメント化施設が修繕等により休止の場合は、焼却残さも分割埋立することも考えられるため、その際に備えて焼却残さの体積換算係数を把握しておく。
- ・したがって、体積換算係数の把握は、循環組合の埋立管理に必要な数値として位置づけ、負担金の精算行為等には用いない。

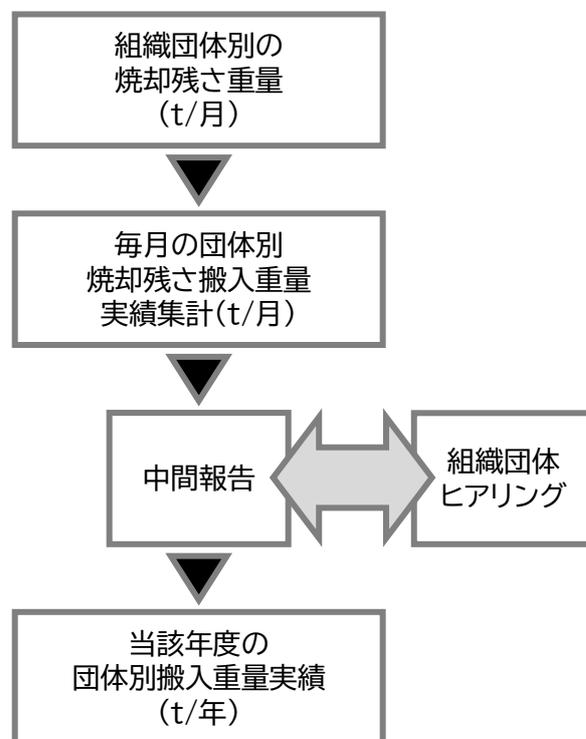


図 3-1 焼却残さの搬入実績管理フロー

(2) 【参考】不燃残さの把握方法(計測方法)

不燃残さの容量は、組成分析等によって特定する体積換算係数で換算する。

・不燃残さの容量は、重量に体積換算係数(m³/t)を掛けて求める。体積換算係数は、組成分析データ等によって設定する。

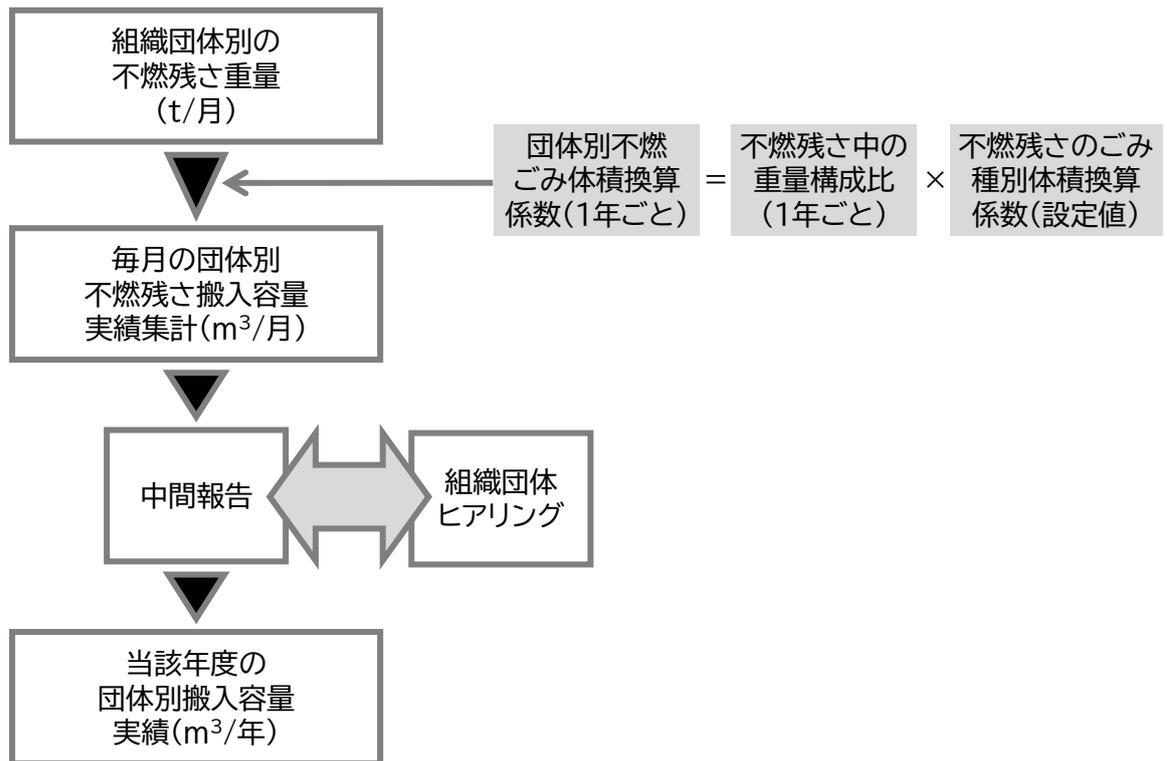


図 3-2 不燃残さの搬入実績管理フロー

(3) 体積換算係数の算定方法

1) 焼却残さ

① 算定にあたって

焼却残さの容量は、組成分析によって得られた体積換算係数をもとに算出する。

$$\cdot \text{焼却残さ容量 (m}^3\text{)} = \text{焼却残さ搬入重量 (t)} \times \text{焼却残さ体積換算係数 (m}^3\text{/t)}$$

② 体積換算係数算出のための組成分析

埋立管理に用いる焼却残さの体積換算係数の把握は、年に1回実施する。

- ・組成分析は循環組合が実施する。
- ・組成分析は変動幅が小さいと考えられる5月に実施し、算出された体積換算係数を5月から翌年4月まで適用する。
- ・組織団体及び循環組合は、組成分析実施後速やかに品目ごとの重量及び比率等に関する報告書を作成し、循環組合へ提出する。その後、循環組合は、報告書内容を集約し、組織団体に報告する。

③ 体積換算係数の算出方法

焼却残さの体積換算係数は、表 3-1 に示す項目で組成分析を行い、表 3-2 に示す計算式で算出する。

表 3-1 焼却残さ体積換算係数算出のための組成分析項目

項目		乾ベース		湿ベース		ごみ種別割合 (湿ベース)
		重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)	
有 価 物	金属(鉄類)					<不燃物>
	金属(非鉄類)					
	ガラス類					
	有価物計					
有 価 物 以 外	陶磁器・石類					%
	その他不燃物類					
	焼却残さ(5mm 以上)					<焼却残さ>
	焼却残さ(2~5mm 以上)					
	焼却残さ(2mm 未満)					%
可燃物					<可燃物> %	
	有価物以外計					
合計						100%
見掛け比重(kg/l)						
含水率(%)						

表 3-2 焼却残さ体積換算係数算出方法

ごみ種	①ごみ種別体積換算係数(m ³ /t)	②ごみ種別割合(%)	①×②/100
不燃物	0.36	A	0.36A/100
焼却残さ	0.86	B	0.86B/100
可燃物	1.03	C	1.03C/100
計	—	100	(焼却残さの体積換算係数) (0.36A+0.86B+1.03C)/100

2) 不燃残さ

① 算定に当たって

不燃残さの容量は、組成分析によって得られた体積換算係数をもとに算出する。

$$\cdot \text{不燃残さ容量}(\text{m}^3) = \text{不燃残さ搬入重量}(\text{t}) \times \text{不燃残さ体積換算係数}(\text{m}^3/\text{t})$$

② 体積換算係数算出のための組成分析

不燃残さの体積換算係数算出のための組成分析は、年1回実施する。

- ・分析頻度は、組織団体及び循環組合共に原則年1回とする。
- ・組成分析は、変動幅が小さいと考えられる5月に実施し、算出された体積換算係数を5月から翌年4月まで適用する。
- ・組織団体及び循環組合は、組成分析実施後速やかに品目ごとの重量及び比率等に関する報告書を作成し、循環組合へ提出する。その後、循環組合は、報告書内容を集約し、組織団体に報告する。
- ・分析頻度については、必要に応じて適宜見直すものとする。

③ 体積換算係数の算出方法

不燃残さの体積換算係数の算出方法は、以下のとおりとする。

- ・不燃残さの体積換算係数は、表 3-3 に示す項目で組成分析を行い、表 3-4 に示す計算式で算出する。
- ・各組織団体と循環組合の組成分析結果の調整は、各組織団体と循環組合の組成分析によるごみ種別割合の平均値を表 3-3 のごみ種別割合とする。

表 3-3 不燃残さ体積換算係数算出のための組成分析項目

項目			乾ベース		湿ベース		ごみ種別割合 (湿ベース)
		鉄	重量(kg)	比率(%)	重量(kg)	比率(%)	
不燃物	有価物	金属	アルミニウム				<不燃物> %
			その他金属				
		ガラス					
		有価物計					
	有価物以外	陶磁器					
		土砂石					
		その他不燃物					
		有価物以外計					
		不燃物計					
	可燃物	紙					
繊維							
厨芥							
草木							
その他可燃物							
可燃物計							
焼却不適物	プラスチック	軟質				<軟質プラ> %	
		硬質				<軟質プラ以外の 焼却不適物>	
	ゴム						
	皮革						
	その他焼却不適物						
	焼却不適物計					%	
合計							100%
見掛け比重(kg/l)							
含水率(%)							

表 3-4 不燃残さ体積換算係数の算出方法

ごみ種	①ごみ種別体積換算係数(m ³ /t)	②ごみ種別割合(%)	①×②/100
不燃物	0.93	D	0.93D/100
可燃物	3.23	E	3.23E/100
軟質プラスチック	3.23	F	3.23F/100
軟プラ以外の焼却不適物	1.22	G	1.22G/100
計	—	100	(不燃残さの体積換算係数) (0.93D+3.23E+3.23F+1.22G)/100

【参考】焼却残さ及び不燃残さの体積換算係数

第1次計画では、組織団体及び循環組合において実施する組成分析調査結果（組織団体が年6回、循環組合が年4回）によって得られたごみ種ごとの平均割合及びごみ種ごとの体積換算係数から、体積換算係数の代表値を算出していた。

第2次計画では、組成分析調査結果の精度向上のために循環組合における組成分析の回数を年4回から年6回とした。なお、ごみ種ごとの体積換算係数は、谷戸沢処分場に搬入している各組織団体の焼却残さ及び不燃物を用いた室内圧縮試験結果、第1次計画における設定値及び類似例及び文献データ等を用いて設定を行った。

不燃残さの組成分析回数の変遷を以下に示す。第3次計画から第5次計画までは、組成分析作業の負担軽減のために組織団体及び循環組合共に原則年2回とした。さらに、第6次計画から不燃残さ搬入量が0t となったことから、組成分析回数を年1回とし、以下に示すごみ種ごとの体積換算係数を用いて体積換算係数を算出していた。

なお、焼却残さについては、第3次計画以降は、エコセメント化施設への搬入開始に伴い、体積換算は実施せず、埋立管理のため年に1回、循環組合が組成分析調査を実施している。

■ごみ種別体積換算係数(m³/t)の推移

焼却残さ

ごみ種	1次計画	ごみ種	2次計画		3次計画	4次計画	5次計画	6次計画
	H5～		H9～	H 12.9*～				
金属類、ガラス類 陶磁器・石類	0.67	不燃物	0.60	0.36	0.36	0.36	0.36	0.36
その他	0.93	焼却残さ	0.88	0.86	0.86	0.86	0.86	0.86
		可燃物	1.05	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03

不燃残さ

ごみ種	1次計画	ごみ種	2次計画		3次計画	4次計画	5次計画	6次計画
	H5～		H9～	H 12.9*～				
不燃物	0.67	不燃物	0.60	0.93	0.93	0.93	0.93	0.93
可燃物	1.05	可燃物	1.05	3.23	3.23	3.23	3.23	3.23
焼却不適物	1.67	軟質プラスチック	2.07	3.23	3.23	3.23	3.23	3.23
		軟質プラ以外の 焼却不適物	1.04	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22

※H12.9～分割埋立に伴うごみ種別体積換算係数の見直し

3) 搬入実績に係る報告

循環組合は、組織団体に対して下表に示すように、実績報告を行う。主な報告スケジュールと様式は資料編2に示す。

表 3-5 実績報告書の種類

	報告書名	作成・提出頻度	様式
定時報告	日報	毎日	—
	月報	毎月	—
	年報	年1回(年度末)	—
搬入実績	搬入管理報告書(中間報告書)	年6回(2ヶ月に1回)	資料編 表 4
	搬入管理報告書(決算報告書)	年1回(5月)	資料編 表 5
組成分析	焼却残さ組成分析調査結果報告書	年1回(7月頃)	—
	不燃残さ組成分析調査結果報告書	年1回(7月頃)	—

組織団体は、循環組合に対して下表に示すように、実績報告を行う。

表 3-6 実績報告書の種類

	報告書名	作成・提出頻度	様式
管理報告	有害廃棄物分別収集等の報告書	毎月(翌月末)	—
	構成団体別搬入実績報告書	毎月(翌月末)	資料編 表 6
	ごみ処理施設維持管理状況報告書	年4回(3ヶ月に1回)	東京都 様式1
組成分析	不燃残さ組成分析調査結果報告書	年1回(6月末)	—

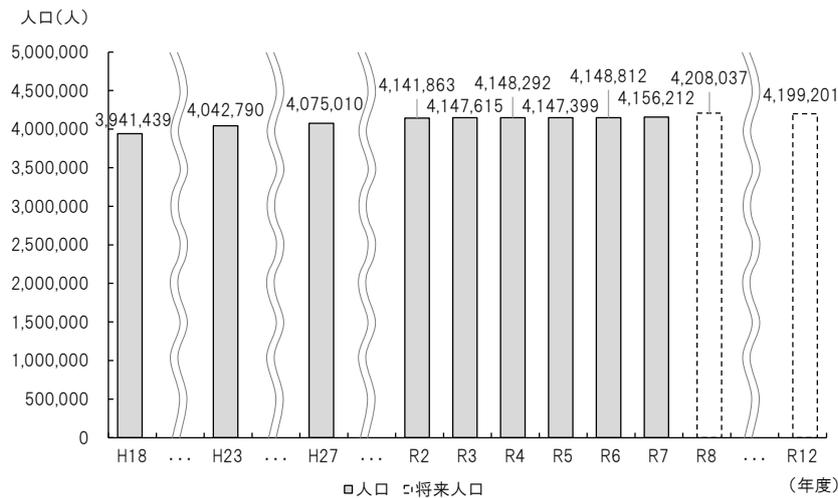
3.2 現状の実績及び将来予測等の整理

3.2.1 組織団体における人口及び焼却対象ごみ

(1) 人口の推移

組織団体における人口の推移及び将来推計について、以下に整理する。

これまでの人口は概ね増加傾向で推移してきたが、令和8年度から令和12年度にかけては、減少に転じることが想定されている。



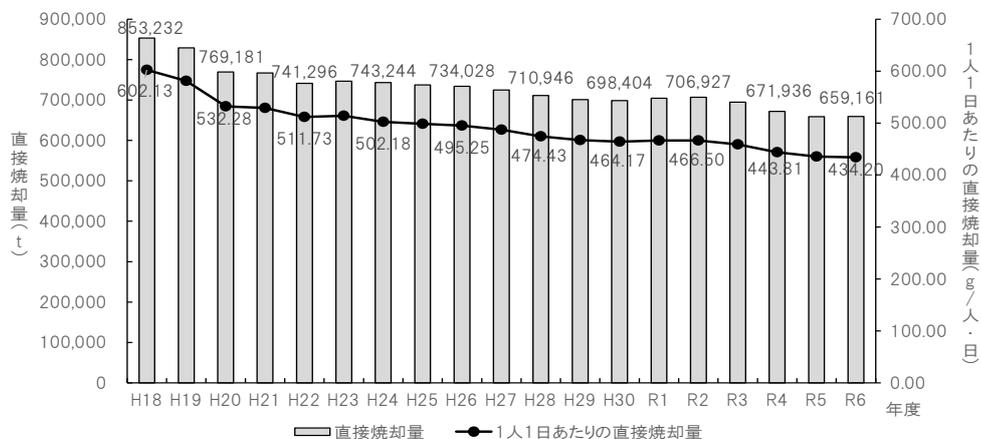
出典:東京都住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所 将来の地域別男女5歳階級別人口

図 3-3 人口の推移

(2) 焼却対象ごみ発生量の推移

組織団体における焼却対象ごみ発生量の推移について、以下に整理する。

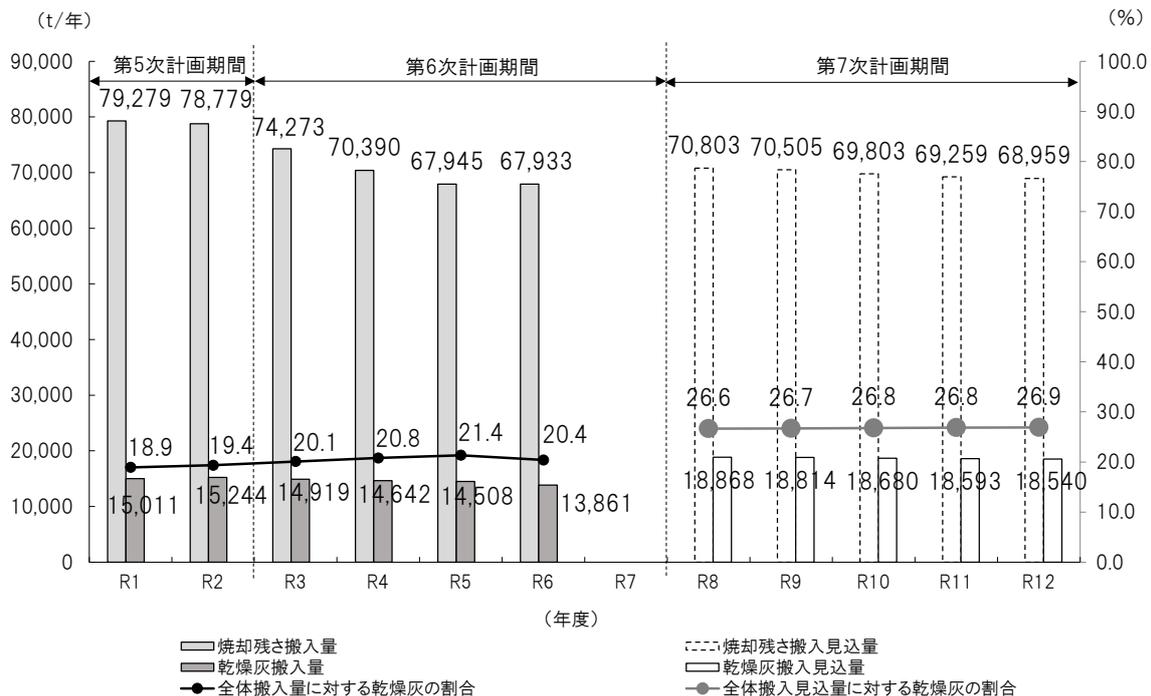
エコセメント化施設が稼働を開始した平成18年度以降、人口は増加傾向であるが、組織団体からの焼却対象ごみ焼却量は減少傾向である。また、1人1日当たりの直接焼却量も同様に減少を続けていることから、各組織団体におけるごみ減量・資源化の取組による効果が表れていると考えられる。



出典:令和5年度環境省一般廃棄物処理実態調査(令和6年度のみ多摩地域ごみ実態調査)

図 3-4 焼却対象ごみ発生量の推移

3.2.2 循環組合における焼却残さ搬入量及び乾燥灰搬入量と今後の搬入見込量



※各搬入見込量は、令和5年10月の組織団体へのアンケート調査結果より

図 3-5 焼却残さ搬入量及び搬入見込量

(1) 焼却残さ搬入量及び搬入見込量について

焼却残さの実績値の把握は、処理実態の把握、住民への説明、組織団体負担金の算定等の観点から重要である。焼却残さの搬入量実績の管理方法の詳細については、資料編2に示す。

令和元年から令和6年度にかけての焼却残さ及び乾燥灰の搬入量実績と、第7次計画期間である令和8年度から令和12年度の搬入見込量を上図に示す。

焼却残さの搬入量は、減少傾向にあり、今後も減少が見込まれる。

一方で、エコセメント化施設の安定的な運営に当たり、一定量の焼却残さを継続的に搬入する必要があることが、「エコ更新工事等基本計画」において下記のとおり確認されている。

二次製品の必要年間販売量：85,000t

焼却残さのエコセメント化の際の概ねの比率：1.4

$$\text{焼却残さの年間必要搬入量} = 85,000 / 1.4 \approx 61,000\text{t}$$

したがって、エコセメント化施設を安定的に運営するためには、年間で61,000t以上の焼却残さの確保が必要となる。

(2) 乾燥灰搬入量

乾燥灰の搬入量については、乾燥灰受入タンクの容量が約1週間分の搬入量の上限に相当し、年間における焼却残さ全体量に対する搬入割合は25%未満である。

図3-5に示すとおり、乾燥灰の搬入量実績は焼却残さ搬入量の約20%程度で推移しており、その割合は上昇傾向にある。現時点では、受入上限には達していないものの、これ以上の受け入れに余力が少ない状況である。

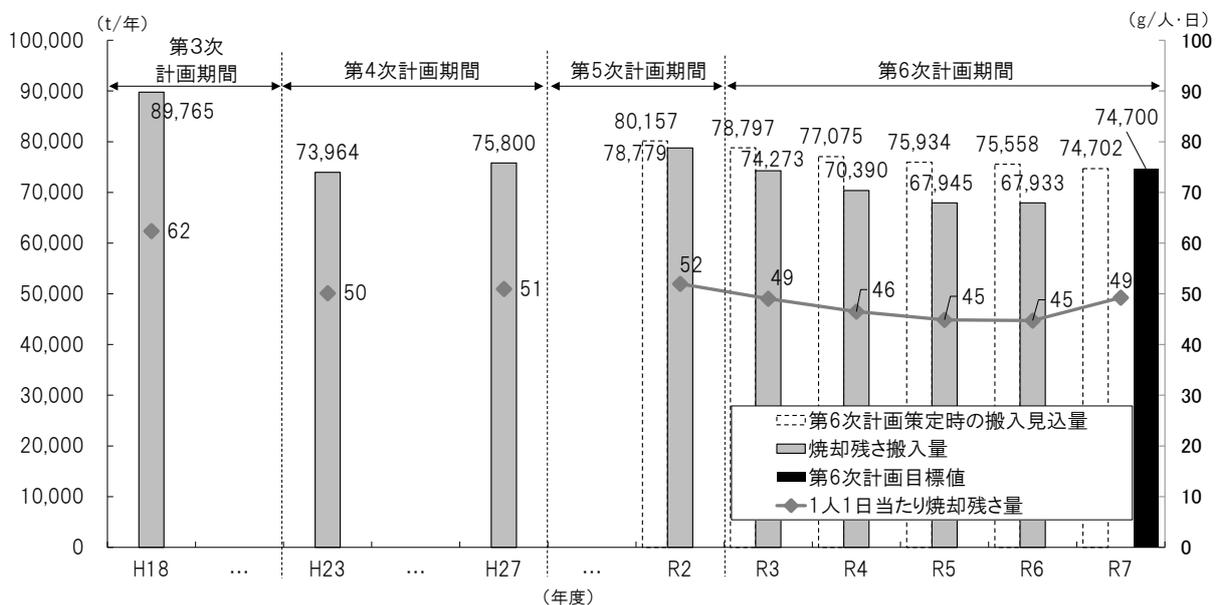
一方で、今後の乾燥灰の搬入見込量についても25%程度で推移する見込みであり、受入状況は厳しい状況が続くことが想定される。

3.2.3 第6次計画の目標達成状況

(1) 焼却残さ

第6次計画の焼却残さの搬入目標「令和7年度の搬入量を74,700t以下に減容(量)」は、令和3年度に達成して以降も搬入量は更に減少している。

また、1人1日当たりの焼却残さ搬入量も減少傾向を示していることから、各組織団体におけるごみ減量・資源化の取組による効果が現れていると考えられる。一方で、焼却残さの外部搬出(組織団体から民間事業者への焼却残さの搬出)による減量も一定程度含まれているものと推察される。



※1人1日当たりの焼却残さ搬入量は、焼却残さ搬入量を各組織団体の人口及び年間日数で除して算出

※人口出典:住民基本台帳(各年8月1日時点)

図 3-6 第6次計画の目標達成状況(焼却残さ)

(2) 不燃残さ

不燃残さは、平成30年度以降、第6次計画の搬入目標である「搬入ゼロ」を継続している。

3.3 外部搬出の実態把握

3.3.1 アンケート調査の実施

将来的な焼却残さ搬入量の安定的な確保に懸念が生じているなか、その一因として考えられる外部搬出の実態を把握するため、組織団体 26 団体に対して令和6年6月にアンケート調査を実施した。その概要は以下のとおりである。

(1) 焼却残さにおける外部搬出の有無とその理由について

26 団体のうち、焼却残さを外部搬出している団体は 10 団体であった。その理由としては、

- ・災害時等における循環組合以外の搬出先の確保(8団体)
- ・定期修繕時における焼却残さの貯留困難(2団体)

が挙げられている。なお、令和5年度の総外部搬出量は約 4,400tであった。

表 3-7 焼却残さにおける外部搬出の有無とその理由について

焼却残さの外部搬出「有」	10 団体/26 団体
焼却残さの外部搬出の理由	
・ <u>災害時等</u> において循環組合だけでなく <u>外部の搬出先を確保</u> するため。	8 団体/10 団体
・飛灰については、エコセメント化施設の定期修繕等で搬入停止になった場合、施設内での <u>貯留量に限界</u> があるため。	2 団体/10 団体

(2) 外部搬出の中止・停止について

外部搬出を実施している 10 団体に対して、災害時に埋立関連施設を活用できる場合、外部搬出の中止・停止は可能か確認したところ、下表③に示すとおり2団体から中止・停止は困難との回答があり、その詳細は「災害時における搬入経路遮断が想定されるため困難」とのことであった。

表 3-8 災害時における埋立関連施設の活用による外部搬出の中止・停止や縮小の可能性について

災害時における埋立関連施設の活用による外部搬出の中止・停止や縮小の可能性	
①埋立関連施設が活用可能であれば外部搬出の中止・停止は可能	2 団体/10 団体
②埋立関連施設が活用可能であれば外部搬出の縮小は可能	6 団体/10 団体
③埋立関連施設が活用可能な場合においても、災害時の外部搬出の中止・停止は困難	2 団体/10 団体

3.3.2 アンケート結果のまとめ

アンケート結果より、焼却残さを組織団体が外部搬出をしている背景としては次の実態が確認された。

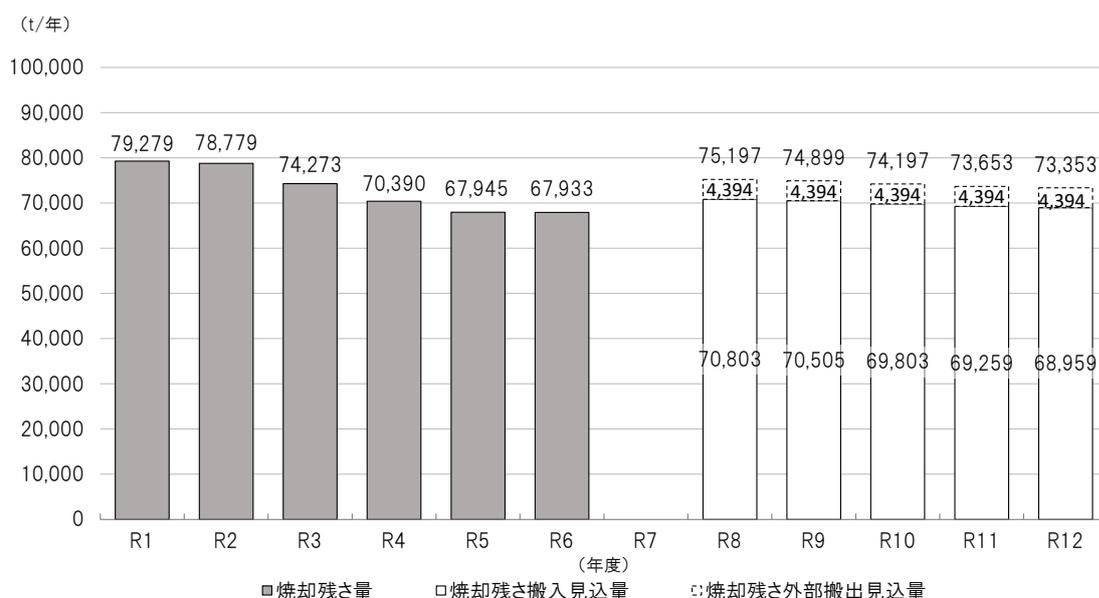
- ・災害時においてエコセメント化施設の稼働が困難となった場合における搬出先の確保のため。
- ・エコセメント化施設の定期修繕時において、自施設内で固化処理ができない分、自施設内で乾燥灰を保管する必要があるが、定期修繕日数分の保管がしきれないため。
- ・災害時や事故が起きた際にエコセメント化施設への搬入経路が遮断されることが想定されるため。

つまり、組織団体にとっては、以下の2点を懸念しての対応であることが明らかになった。

- ・年4回の定期修繕・災害が起きた時の状況によっては、循環組合で焼却残さを受け入れられない場合がある。
- ・災害時や事故による搬入経路の遮断により、循環組合まで持ち込めない時があった場合を想定している。

3.3.3 第7次計画期間（令和8～12年度）における焼却残さ搬入見込量及び外部搬出量

第7次計画期間(令和8～12年度)における焼却残さ搬入見込量は約 69,000～71,000tと見込まれている。ここに、アンケート結果で確認された外部搬出分(約 4,400t)を加算すると最大で約 73,000t～75,000tの搬入見込量となる。



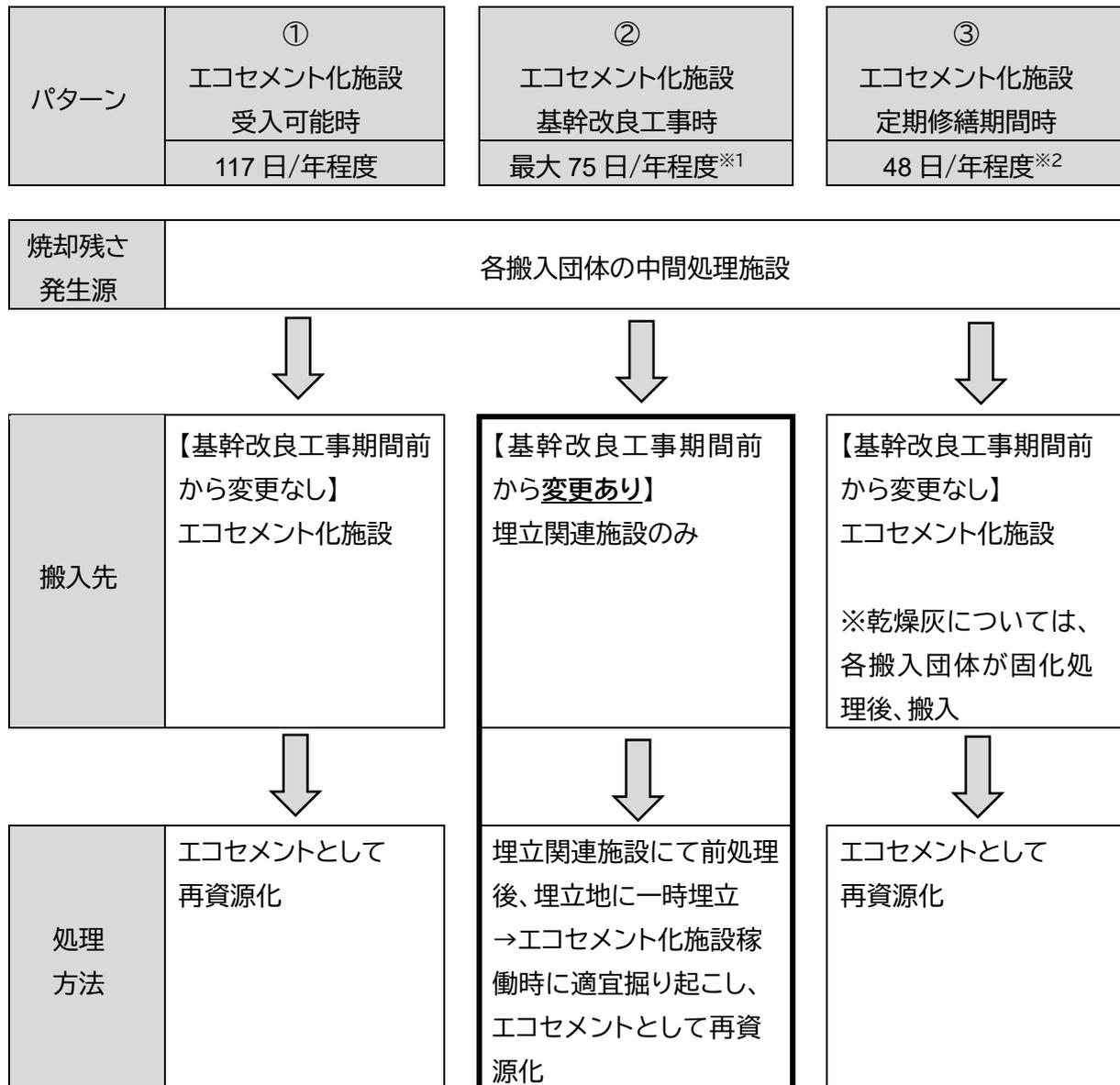
※焼却残さ搬入見込量は、令和5年10月の組織団体へのアンケート結果より

図 3-7 焼却残さ搬入量の実績値・外部搬出分を含めた焼却残さ搬入見込量

3.4 焼却残さの処理の流れ

現状における焼却残さの処理の流れは下図における①エコセメント化施設受入可能時及び③エコセメント化施設定期修繕期間時で大別される。

しかし、第7次計画期間(エコセメント化施設の基幹改良工事期間:令和8~12 年度)における焼却残さの処理の流れは次の3パターン(①エコセメント化施設受入可能時、②エコセメント化施設基幹改良工事時、③エコセメント化施設定期修繕期間時)に大別され、搬入先及び処理方法が異なる。



※:年間受入日数を240日と設定。

※1:基幹改良工事は100日間/年とし、土・日を除いた日数75日をエコセメント化施設の基幹改良工事時の焼却残さ受入日と設定。

※2:定期修繕期間は20日×3回とし、土・日を除いた日数48日をエコセメント化施設定期修繕期間時の焼却残さ受入日と設定。

図 3-8 第7次計画期間中における焼却残さの処理の流れ

3.5 負担金制度について

3.5.1 第6次計画策定当初における負担金制度

第6次計画策定当初における負担金制度の考え方は、以下のとおりである。

エコセメント化施設の基幹改良工事及び埋立関連施設の整備が決定されたことに伴い、この制度についても見直しが必要となった。

負担金(N年度)	管理費
	4分の1を均等割、4分の3を人口割
	二ツ塚処分場事業費
	平成10年1月から(N-2)年度までの搬入累積量の比率で按分
	谷戸沢処分場事業費
	昭和59年4月から平成10年4月埋立終了までの搬入累積量の比率で按分
	エコセメント事業費
事業費	①施設建設費 平成10年1月から(N-2)年度までの焼却残さ搬入累積量の比率で按分
	②固定費 4分の1を均等割、4分の3を人口割
	③変動費 (N-2)年度の焼却残さ搬入比率で按分
	④修繕費 平成16年度から(N-2)年度までの焼却残さ搬入累積量の比率で按分

図 3-9 第6次計画策定当初における負担金の考え方

3.5.2 負担金制度の変更

令和6年度において、基幹改良工事及び埋立関連施設の整備に対応するため、負担金制度の見直しを実施した。

この見直しにより、「埋立関連施設事業費」を追加し、令和7年度より適用した。なお、エコセメント事業費の「①施設建設費」は、「①施設更新費」に変更した上で、令和8年度の負担金より適用している。算定方法の詳細は資料編3に示す。

負担金（N年度）	管理費	4分の1を均等割、4分の3を人口割
	事業費	二ツ塚処分場事業費 平成10年1月から(N-2)年度までの搬入累積量の比率で按分
		谷戸沢処分場事業費 昭和59年4月から平成10年4月埋立終了までの搬入累積量の比率で按分
		エコセメント事業費 ①施設更新費 平成18年7月から(N-2)年度までの焼却残さ搬入累積量の比率で按分 ②固定費 4分の1を均等割、4分の3を人口割 ③変動費 (N-2)年度の焼却残さ搬入比率で按分 ④修繕費 平成18年7月から(N-2)年度までの焼却残さ搬入累積量の比率で按分
埋立関連施設事業費	①湿灰受入施設整備費 令和8～12年度の(湿灰+乾燥灰)搬入量tの比率で按分 ②湿灰受入施設運営費 (N)年度の湿灰搬入量tの比率で按分 ③乾燥灰受入施設整備費 95%：令和8～12年度の(湿灰+乾燥灰)搬入量tの比率で按分 5%：4分の1を均等割、4分の3を人口割(乾燥灰を入れない団体を軽減) ④乾燥灰受入施設運営費 (N)年度の乾燥灰搬入量tの比率で按分 ⑤石灰石埋立・掘り起こし費 (N)年度の(湿灰+乾燥灰)搬入量tの比率で按分 令和14年度以降：令和8～12年度の搬入実績量の比率で按分	

図 3-10 第7次計画における負担金の考え方

3.5.3 埋立関連施設に係る組織団体負担金算定の考え方

埋立関連施設に係る組織団体負担金算定の考え方を以下に示す。

表 3-9 埋立関連施設に係る組織団体負担金算定の考え方

事業費の種類	組織団体負担金算定の考え方
①湿灰受入施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・R8～R12 の搬入見込量t(湿灰+乾燥灰)の累計の比率で仮徴収 ・R13 に5年間の搬入実績量t(湿灰+乾燥灰)が確定してから、R14 に搬入実績量tの累計の比率で精算(最終年度のみ精算)
②湿灰受入施設運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・R8～R12 で(N)年度の搬入見込量t(湿灰)の比率で仮徴収 ・2年後に搬入実績量t(湿灰)の比率で精算(5年間繰り返し)
③乾燥灰受入施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の95%:R8～R12 の搬入見込量t(湿灰+乾燥灰)の累計の比率で仮徴収 R13 に5年間の搬入実績量t(湿灰+乾燥灰)が確定してから、R14 に搬入実績量tの累計の比率で精算(最終年度のみ精算) ・全体の5%:乾燥灰を入れる団体で4分の1を均等割、4分の3を人口割(乾燥灰を入れない団体を控除)
④乾燥灰受入施設運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・R8～R12 で(N)年度の搬入見込量t(乾燥灰)の比率で仮徴収 ・2年後に搬入実績量t(乾燥灰)の比率で精算(5年間繰り返し)
⑤石灰石埋立・掘り起こし費	<ul style="list-style-type: none"> ・R8～R12:(N)年度の搬入見込量t(湿灰+乾燥灰)の比率で仮徴収し、2年後に搬入実績量t(湿灰+乾燥灰)の比率で精算 ・R13:R12 年度の搬入見込量t(湿灰+乾燥灰)の比率で仮徴収し、2年後(R15)に搬入実績量t(湿灰+乾燥灰)の比率で精算 ・R14 以降:R8～R12 までの搬入実績量tの確定した比率で徴収(精算はしない)

※搬入見込量や搬入実績量はすべてエコセメント化施設+埋立関連施設への搬入量とする。

また、乾燥灰受入施設を使用しない団体の乾燥灰受入施設整備費については以下とする。

- ①乾燥灰受入施設を使用しない団体は、他の施設整備に波及させないことを条件に、負担軽減率を5%とする。
- ②乾燥灰受入施設を使用しない団体の施設が災害で被災や故障をした際は、全団体で費用を95%負担していることから、追加費用なしで乾燥灰受入施設を使用できることとする。

第4章 第7次計画の課題及び対応方針

4.1 焼却残さの減少と一定量の確保

多摩地域においては、これまでの組織団体等の取組等による、住民の発生抑制やリサイクル意識の向上などでごみ量が減少しているほか、今後も人口減少などにより更なるごみ量の減少が見込まれている。一方で、エコセメント化施設を安定的に運営するためには、焼却残さの一定量の確保が課題となっている。

4.1.1 第7次計画における搬入目標の設定

これまでの減容(量)化基本計画においては、最終処分場の延命化や、二ツ塚基本協定を踏まえ、廃棄物の減容(量)化を推進するため、搬入目標を定めてきた。

しかし、上記のとおり、エコセメント化施設の安定的な運営に向けて、焼却残さの一定量の確保が必要であることから、第7次計画においては、焼却残さの搬入目標値は設定しない方針とし、搬入見込量のみを参考値として、整理する。なお、超過金・貢献金制度及び搬入配分量については、第6次計画期間中に廃止している。

不燃残さについては、引き続き、搬入ゼロの継続を搬入目標とする。

- ・焼却残さ：搬入目標値は設定しない(参考として搬入見込量を記載:P.29、図 3-5)。
- ・不燃残さ：搬入ゼロの継続

搬入配分量、超過金・貢献金制度について

搬入配分量は、二ツ塚処分場の延命化、エコセメント化施設の安定的且つ効率的な運用を図るため、各組織団体の廃棄物搬入量の目標値として定めたものであるが、超過金・貢献金制度の基準となる数値として使用される基準でもある。設定した搬入配分量に対して、搬入実績が超過した場合は超過金を徴収し、搬入実績が下回る場合は貢献金を分配する制度が超過金・貢献金制度となる。

令和6年8月7日の第4回第7次廃棄物減容(量)化基本計画策定等委員会において、次の理由により、「搬入配分量、超過金・貢献金制度」は令和6年度をもって廃止し、令和7年度から新たな制度で負担金を算定・徴収することで決定した。

【理由】

- ・超過金・貢献金の有利・不利という短期的な目線ではなく、制度設計の本質が変わってきていること。
- ・循環組合では、エコセメント化施設の基幹改良工事後も現状の施設規模(94,000t/年)を維持していくことを掲げており、焼却残さ及び不燃残さの埋立をしていない現状も含めて、廃棄物減量化の役割を果たしたと考えられること。
- ・超過金・貢献金制度が外部搬出量を増加させる要因の1つであることが考えられること。

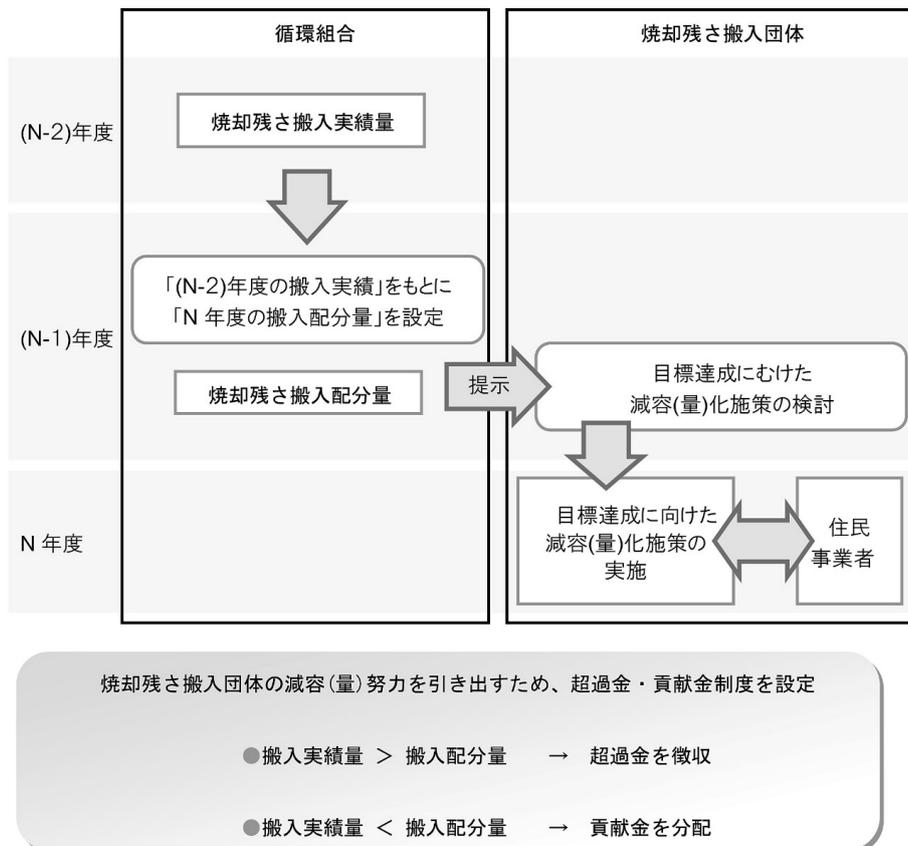


図 4-1 焼却残さの搬入配分量の考え方

4.1.2 外部搬出原則禁止の検討

エコセメント化施設の安定的運営の観点から、焼却残さの一定量の確保をする必要がある。このため、焼却残さ搬入量の減少の一因と考えられる外部搬出について、原則禁止に向けた検討を行った。

(1) エコセメント化施設における受入能力

第7次計画期間における最大搬入見込量(焼却残さ搬入見込量+外部搬出量)に対して、エコセメント化施設及び埋立関連施設の施設規模は、下表のとおり、十分な受入能力を有している。

表 4-1 第7次計画期間中の最大焼却残さ搬入見込量に対するエコセメント化施設の受入能力

対象施設	年間 受入日数	施設規模・計画処理量 ^{※3}		焼却残さ搬入見込量+ 外部搬出量(t)
		t/日	t/年	
エコセメント化施設 ※定期修繕時含む	165日 ^{※1}	330	54,450	約73,000~75,000
埋立関連施設	75日 ^{※2}	330	24,750	

※1:受入日数は令和1~5年度の焼却残さ受入日数実績の平均が244日であるため、安全側を見込み年間約240日と設定。そこから埋立関連施設の受入日数75日を減じた日数。

※2:埋立関連施設は5年間の基幹改良工事時において415日間稼働予定であり、最大で年間100日の稼働となり、受入可能日数は土・日を除いた75日と設定。

※3:計画処理量は施設規模に受入日数を乗じて算出。

(2) 焼却残さの外部搬出の原則禁止に向けた対応方針

アンケート結果を踏まえて、循環組合における焼却残さの外部搬出原則禁止に向けた対応方針を検討した。

1) アンケート結果を踏まえた各懸念に対する対応方針

① 災害時を想定した外部搬出先の確保について

災害発生時において、埋立関連施設を活用することで焼却残さの受入容量の確保に努める方向性で検討を進める。

⇒災害時における循環組合としての受入・処理体制の確保

② 定期修繕時の乾燥灰貯留困難に伴う外部搬出について

定期修繕時においては従前より固化処理を各搬入団体で実施し、エコセメント化施設に搬入することを依頼している。したがって、今後も定期修繕時においては固化処理依頼を継続する。

⇒従前どおりの対応

2) 災害時における搬入ルートの遮断の可能性を想定した外部搬出先の確保について

① 循環組合周辺における搬入ルートの確保

循環組合周辺のあきる野市、青梅市及び日の出町の3市町とは特定の搬入ルートの使用を協定により取り決めている。しかし、災害発生時において、循環組合への搬入ルートを限定してしまった場合、万が一搬入ルートが遮断された時に循環組合への搬入が困難となることから、災害時等における搬入ルートの確保に向けた協議や協定締結を実施する方針とする。

⇒災害時における循環組合としての受入・処理体制の確保

② 循環組合周辺以外の搬入ルートの確保

あきる野市、青梅市及び日の出町以外の搬入経路自治体について、災害時等の搬入経路確保に向けた組織団体間の連携・調整を図る方針とする。

⇒災害時における組織団体としての搬入ルートの確保

◆焼却残さの減少と一定量の確保に関する基本的な方針◆

- 第7次計画において、焼却残さの搬入目標値は設定せず、参考値として搬入見込量のみを整理する。
- 循環組合は、焼却残さの十分な受入・処理体制を有していることから、原則として、外部搬出を行わず、循環組合に搬入するものとする。
ただし、災害時や災害時等を見越した搬出先の確保、有価物の売却や循環組合での受入が困難な場合等、やむを得ない事情は例外とする。
- 定期修繕時における乾燥灰は、従前どおり固化処理を行った上で、循環組合に搬入する。

4.2 乾燥灰の受入上限に対する対応

乾燥灰の搬入量上限は、年間における焼却残さ搬入量に対して 25%未滿の受入量となる。しかし、乾燥灰の搬入量実績は 20%程度であり、割合は微増傾向であることが確認され、これ以上の受入に余力が少ない状況である。一方で、乾燥灰の搬入見込量についても 25%程度で推移していることから、今後の乾燥灰の受入状況は厳しい状況が続くことが想定される。

したがって、今後の乾燥灰の受入上限に対する対応について以下に示す。

4.2.1 埋立関連施設の使用による乾燥灰搬入量の軽減

第7次計画期間中の乾燥灰搬入量は、令和5年 10 月のアンケート結果より、令和8年度から令和12 年度にかけて 18,500t 程度が見込まれる。しかし、第7次計画期間中においては埋立関連施設が稼働しており、搬入された乾燥灰は固化処理される。したがって、埋立関連施設の乾燥灰受入能力 4,500t を差し引いた数量となり、エコセメント化施設への搬入量は 14,000t 程度の搬入が見込まれている。その場合、焼却残さ搬入見込量に対する乾燥灰の割合は 20%以下となることから、基幹改良工事期間中においても継続した乾燥灰の受入は可能である。

表 4-2 埋立関連施設の処理能力

項目	施設規模	年間稼働日数	年間処理能力
埋立関連施設の処理能力	60t/日	75 日	4,500t/年

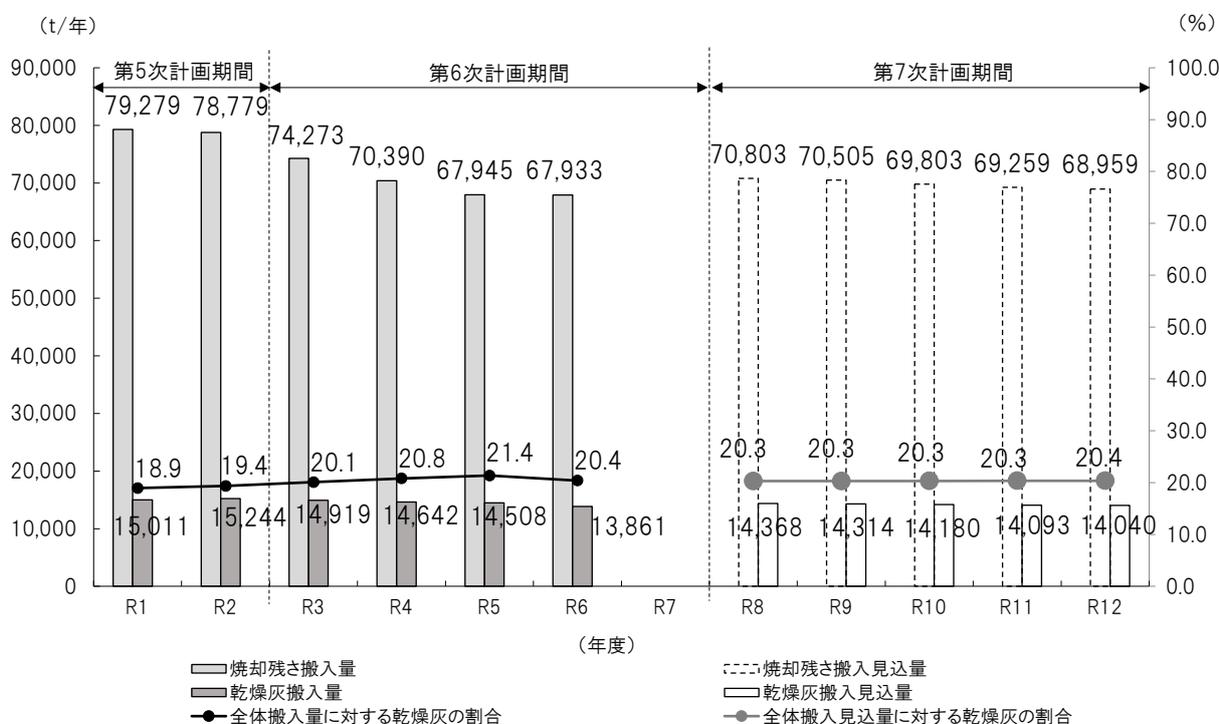


図 4-2 埋立関連施設を使用した場合の乾燥灰搬入量及び搬入見込量

4.2.2 乾燥灰対策における基本的な方針

第7次計画期間中である令和8年度から令和12年度における「エコセメント化施設受入可能時」、「エコセメント化施設の基幹改良工事時」及び「定期修繕期間時」の湿灰・乾燥灰の対応策について、下表に示す。

前述のとおり、エコセメント化施設の基幹改良工事時において、埋立関連施設の稼働により、組合として乾燥灰は全量受入が可能である。なお、埋立関連施設は基幹改良工事時にのみ運用する位置づけであるため※、定期修繕期間時、乾燥灰は従前どおり搬入団体への固化処理依頼によって対応する方針とする。

なお、エコセメント化施設受入可能時において、乾燥灰受入タンク容量の超過が見込まれる場合においても、従前どおり搬入団体への固化処理依頼によって対応する。

※「埋立関連施設整備等工事 入札説明書」において、当該工事の目的は、「エコセメント化施設の基幹改良工事」の施設停止中に一時埋立てを行い、施設運転中に一時埋立てを行った焼却残さを掘り起こし、エコセメント化施設で処理するため、必要な埋立関連施設の整備及び施設運営を行うこと、とされている。

表 4-3 各状況における湿灰・乾燥灰の対応策

		エコセメント化施設 受入可能時 117日/年程度	エコセメント化施設 基幹改良工事時 最大75日/年程度※1	エコセメント化施設 定期修繕期間時 48日/年程度※2
施設	エコセメント化施設	○(稼働)	×(停止)	△(乾燥灰の処理停止・それに伴う受入停止)
	埋立関連施設	×(停止)	○(稼働)	×(停止)
処理対象	湿灰	従前どおり (ピットで受入)	埋立関連施設へ	従前どおり (ピットで受入)
	乾燥灰	従前どおり (受入タンクで受入)	埋立関連施設へ (固化処理)	従前どおり (固化処理依頼)

※:年間受入日数を240日と設定。

※1:基幹改良工事は100日間/年。そこから土・日を除いた日数を75日と設定。

※2:定期修繕期間は20日×3回。そこから土・日を除いた日数を48日と設定。

◆乾燥灰対策に関する基本的な方針◆

エコセメント化施設の基幹改良工事時

埋立関連施設により対応

エコセメント化施設定期修繕期間時

従前どおり、固化処理依頼により対応

(エコセメント化施設受入可能時において乾燥灰受入タンク容量超過が見込まれる時

従前どおり、固化処理依頼により対応)

4.3 災害時の廃棄物処理方針

令和4年5月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、立川断層帯地震などにより、大量の災害廃棄物が発生することが想定されている。さらに、近年、全国各地において、大規模地震や集中豪雨等が相次いで発生しており、これらの災害に伴い、大量の災害廃棄物が発生している。これらのことから、災害時の廃棄物処理に関する対応力の強化が求められているが、循環組合として方針が定まっていないことから、「災害時の廃棄物処理方針」を定めることとし、以下に概要を整理する。

災害時に循環組合が受け入れることができる廃棄物は、日の出町及び地元自治会と締結している公害防止協定書及び細目協定書で取り決めている、組織団体からの焼却残さ及び不燃残さを対象とし、以下に災害時の廃棄物処理方針を定める。

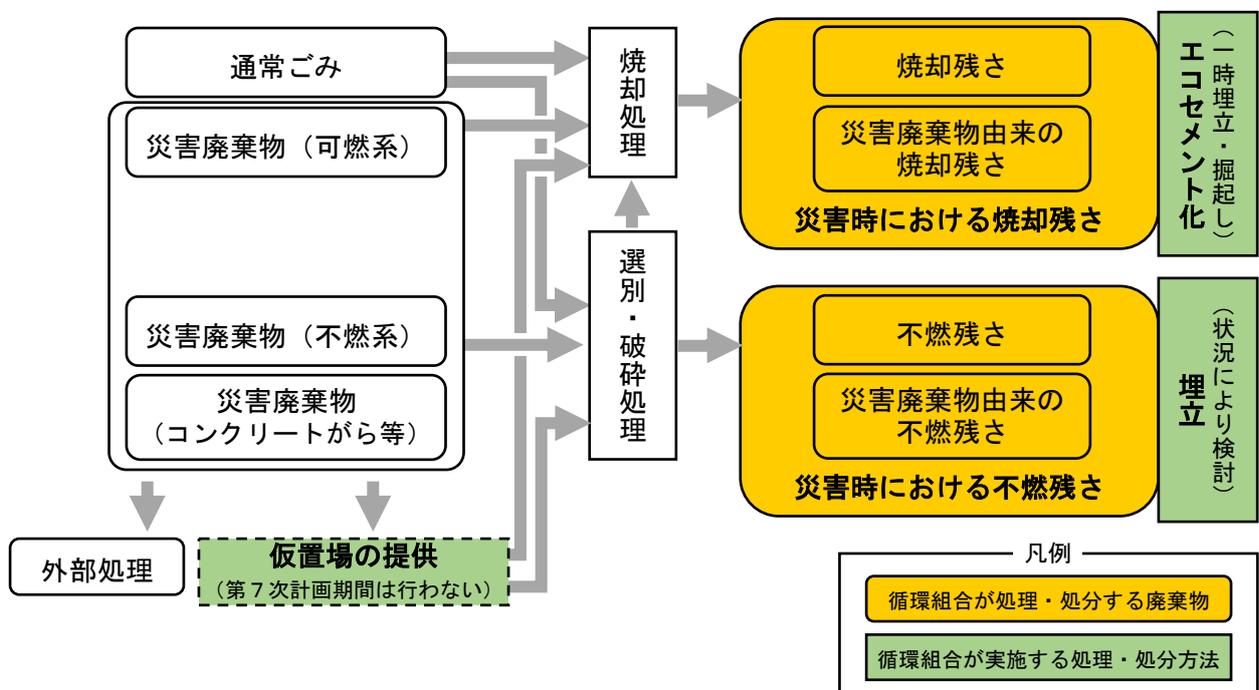


図 4-3 災害時において循環組合が処理・処分する廃棄物とその方法

◆災害時の廃棄物処理方針◆

- 災害時において、エコセメント化施設の処理能力を超過しない範囲であれば、災害時の焼却残さを全量受入する方針とする。ただし、エコセメント化施設の処理能力を超過する場合においては、エコセメント化施設への搬入量を調整する方針とする。
- 災害時において、不燃残さは平時と同様に二ツ塚処分場への搬入、埋立処分はしない。ただし、災害時の状況により、当該組織団体と循環組合で協議し、埋立処分を検討する。なお、埋立処分する場合でも、公害防止協定等の受入基準に満たすものを対象とするが、埋立処分の検討と併せて、その適合性についても協議する。
- 二ツ塚処分場は、災害廃棄物仮置場として利用しない。

4.4 各課題と対応方針

前述した各課題及び対応方針を以下に整理する。

表 4-4 各課題及び課題に対する対応方針

課題	対応方針
<p>課題1: 焼却残さ搬入量の減少と、一定量の確保の必要性</p> <p>各組織団体におけるごみ減量施策や資源化の取組が進んだことにより、焼却残さの搬入量は減少傾向にある。一方で、エコセメント化施設の安定的な稼働には、一定程度の焼却残さ搬入量の確保が必要である。</p>	<p>対応方針1: 焼却残さの受入体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7次計画において、焼却残さの搬入目標は設定せず、参考値として搬入見込量を整理することとする。 ・循環組合としては、焼却残さの十分な受入・処理体制を有しており、エコセメント化施設の安定的な運営のために、原則、焼却残さは循環組合に搬入することとする。 ・ただし、災害時や災害時等を見越した搬出先の確保、有価物や循環組合に持込むことができない焼却残さの処理等、やむを得ない事情による外部搬出は例外とする。
<p>課題2: 乾燥灰の搬入量の増加と受入割合に対する懸念</p> <p>乾燥灰の搬入量実績は、焼却残さ全体量の約20%程度で推移しており、現在のところ受入上限である25%未満にとどまっている。しかし、搬入割合は微増傾向にあり、今後も25%程度で推移することが想定される中、施設の受入能力には限界があることから、対応策が求められる。</p>	<p>対応方針2: 施設稼働状況に応じた受入対策の実施</p> <p>【エコセメント化施設の基幹改良工事時】</p> <p>⇒埋立関連施設による受入・固化処理の実施</p> <p>【エコセメント化施設定期修繕期間時】</p> <p>⇒従前どおり、搬入団体に対する固化処理依頼により対応</p> <p>【エコセメント化施設受入可能時において乾燥灰受入タンク容量超過が見込まれる時】</p> <p>⇒従前どおり、固化処理依頼により対応</p>
<p>課題3: 災害時における廃棄物受入方針の未整理</p> <p>災害の激甚化・頻発化が進むなか、循環組合としての受入方針や対応体制が明確に整理されていないことから、組織団体間での円滑な対応や迅速な判断を行うための方針整備が求められている。</p>	<p>対応方針3: 災害時の受入方針の明確化と体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、エコセメント化施設の処理能力を超過しない範囲であれば、災害時の焼却残さを全量受入する方針とする。エコセメント化施設の処理能力を超過する場合には、施設への搬入量を抑制するなどの調整をする。 ・不燃残さについては、平時と同様、二ツ塚処分場への搬入、埋立処分は行わない。ただし、災害時の状況により、当該組織団体と循環組合で協議し、公害防止協定等の受入基準を満たすことを前提に、埋立処分の可否を検討する。 ・二ツ塚処分場は、災害廃棄物仮置場として利用しない。

第5章 第8次計画以降における課題

第7次計画での検討状況を踏まえ、第8次計画以降に向けた主な課題として、以下の2点が想定される。

5.1 埋立関連施設の使用終了に伴う乾燥灰搬入割合の増加

第7次計画期間中は、エコセメント化施設の基幹改良工事が実施されることから、乾燥灰は埋立関連施設で固化処理され、その後掘り起こし、「湿灰」としての処理が可能となることから、焼却残さに占める乾燥灰の搬入割合が25%以上となることは想定されない。

一方で、基幹改良工事終了後、埋立関連施設による固化処理機能が停止した場合は、乾燥灰搬入割合が25%を超過する可能性があるため、次期計画においては、乾燥灰搬入に係る対策について改めて検討する必要がある。

5.2 焼却残さ搬入量の確保

各組織団体において実施しているごみ減量施策の効果が表れ、焼却残さの搬入量は年々減少傾向を示している。循環型社会の形成や3R推進の観点から、焼却残さの搬入量減少は必然の流れである。

しかしながら、エコセメント事業の安定的な運営を考慮すると、一定程度の焼却残さを継続的に確保する必要がある。第7次計画における焼却残さ搬入見込量を踏まえると、エコセメント事業の安定的な運営の継続に支障はないと考えられるものの、一方で、今後焼却残さ搬入量の減少傾向が続くなか、現状の組織団体から搬入される焼却残さのみでは、安定的な運営に支障をきたすことも想定される。

したがって、今後の安定的なエコセメント事業の運営に向けた焼却残さ搬入量の確保のための対策を検討する必要がある。

第6章 計画の進行管理

第7次計画(Plan)は、着実に実行(Do)し、その中で計画の目標に対する達成状況や各組織団体の動向等について毎年点検・評価(Check)を行い、必要な時期に見直し(Action)を行っていく。

なお、計画の実効性を高め事業の安定的運営を可能とするため、組織団体と協働で第7次計画を推進する仕組みが必要である。そこで、組織団体との定期的かつ双方向での対話が可能な既存の機会を活用し、情報交換を行っていく。

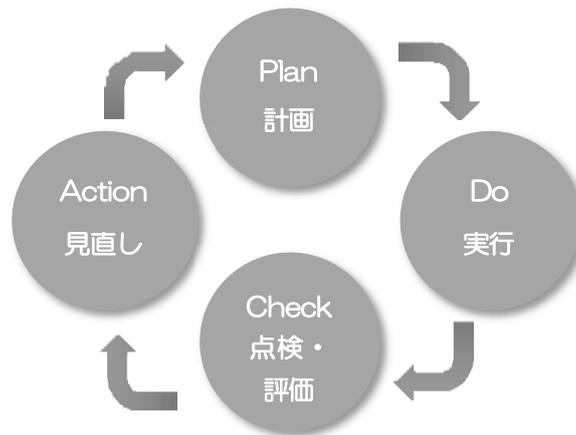


図 6-1 PDCA サイクル (イメージ)

表 6-1 点検・評価 (Check) 及び見直し (Action) の内容

項目	内容
点検・評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減容(量)化に向けた取組の共有 ・ 乾燥灰搬入量と乾燥灰処理能力・乾燥灰搬入予定の確認 ・ 搬入量実績の確認 ・ エコセメント使用量等の組織団体からの報告結果の確認 ・ 搬入管理報告書(中間報告書)及び搬入管理報告書(決算報告書)の全組織団体での共有 等
見直し (Action)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織団体の施設更新計画等を踏まえた焼却残さ搬入見込量の見直し ・ 搬入状況に応じた負担金制度等の見直し 等

【資料編】

目次

1. 第7次廃棄物減容(量)化基本計画策定等委員会及び専門部会について..... 1
2. 搬入管理にかかる主な報告スケジュールと様式 7
3. 組織団体負担金の具体的な算定方法 11
4. 特定家畜伝染病の対応について..... 17

1. 第7次廃棄物減容(量)化基本計画策定等委員会及び専門部会について

(1) 委員会設置要綱

第7次廃棄物減容(量)化基本計画策定等委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和2年10月に策定された「第6次廃棄物減容(量)化基本計画」を見直し、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の安定的使用及びエコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用を確保することにより、東京たま広域資源循環組合(以下「循環組合」という。)の事業の円滑な推進を図るため、第7次廃棄物減容(量)化基本計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 委員会は、第7次廃棄物減容(量)化基本計画策定について検討・協議を行うものとする。

2 委員会は、必要に応じて、エコセメント化施設更新工事等に関連する事項を検討したうえで、第6次廃棄物減容(量)化基本計画の修正について検討・協議をすることができる。

(構成)

第3条 委員会は、組織団体清掃担当部長職、循環組合に焼却灰を搬入している一部事務組合(以下「一組」という。)事務局長及び循環組合事務局長をもって構成する。

2 第1項に掲げる者のほか、委員会が特に必要と認めたときは、関係職員等を委員会に出席させることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、循環組合事務連絡協議会の代表幹事とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

図1 策定等委員会設置要綱(1/2)

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し委員長が議長となる。

(専門部会)

第6条 委員会に、下部組織として専門部会を置く。

- 2 専門部会は、組織団体清掃担当課長職、一組の担当課長職及び循環組合の担当課長職をもって構成する。
- 3 焼却施設を有する組織団体は、当該施設の課長相当職を構成員とすることができる。ただし、当該施設の課長相当職が複数いる場合には、その代表者1名とする。
- 4 第2項及び第3項に掲げる者のほか、専門部会が特に必要と認めたときは、関係職員等を会議に出席させることができる。
- 5 専門部会は、委員会に付議する事案の内容を検討し、委員会に報告するものとする。
- 6 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 7 部会長は、委員長の属する団体の清掃担当課長とし、副部会長は部会の中から部会長が指名する。
- 8 部会長は、専門部会の会務を総理し、専門部会を代表する。ただし、部会長に事故があるときは、部会長が指名する副部会長がその職務を代理する。
- 9 専門部会は、部会長が招集し議長となる。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、循環組合事務局において処理する。

(疑義)

第8条 委員会又は専門部会の運営等に関し、疑義の生じた場合は、それぞれ委員会又は専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行する。

図 2 策定等委員会設置要綱 (2/2)

(2) 策定等委員会及び専門部会名簿

表 1 名簿

団体名	委員会委員	専門部会部会員
八 王 子 市	環境部長	資源循環課長
		資源循環施設管理課長
立 川 市	環境資源循環部長	クリーンセンター長
武 蔵 野 市	環境部長	ごみ総合対策課長
		クリーンセンター担当課長
三 鷹 市	生活環境部長	ごみ対策課長
青 梅 市	環境部長	清掃リサイクル課長
府 中 市	生活環境部環境担当参事	資源循環推進課長
昭 島 市	環境部長	ごみ対策課長
調 布 市	環境部長	環境部副参事
町 田 市	環境資源部長	環境政策課長
		循環型施設管理課長
小 金 井 市	環境部長	ごみ対策課長
小 平 市	環境部長	資源循環課長
日 野 市	環境共生部長	ごみゼロ推進課長
東 村 山 市	環境資源循環部長	廃棄物総務課長
		施設課長
国 分 寺 市	建設環境部長	清掃施設担当課長
国 立 市	生活環境部長	ごみ減量課長
福 生 市	生活環境部長	ごみ減量対策課長
狛 江 市	環境部長	清掃課長
東 大 和 市	市民生活部長	環境対策課長
清 瀬 市	市民環境部長	環境課長
東 久 留 米 市	環境安全部長	ごみ対策課長
武 蔵 村 山 市	環境部長	ごみ対策課長
多 摩 市	環境部長	資源循環推進課長
稲 城 市	都市環境整備部長	生活環境課長
羽 村 市	産業環境部長	生活環境課長
西 東 京 市	みどり環境部長	資源循環推進課長
瑞 穂 町	住民部長	環境課長
ふじみ衛生組合	事務局長	施設課長
柳 泉 園 組合	事務局長事務取扱助役	技術課長
西 多 摩 衛生 組合	事務局長	計画管理課長
多 摩 川 衛生 組合	事務局長	施設課長
小平・村山・大和衛生組合	事務局長	建設課長
多摩ニュータウン環境組合	事務局長	施設課長
浅川清流環境組合	事務局長	事業課長
東 京 た ま 広 域 資 源 循 環 組 合	事務局長	総務課長
		適正化・広報担当参事
		参事兼事業調整課長
		参事兼環境課長
		業務課長
		エコセメント担当参事

※令和 7 年10月1日時点

(3) 策定等委員会及び専門部会の協議経緯

表 2 これまでの委員会及び専門部会の協議経緯

開催日	委員会／専門部会 議事
令和 5 年 11 月 13 日(月)	第1回 専門部会 (1)循環組合の財政状況と負担金算定等の検討に入る前の基本的事項 (2)第 7 次廃棄物減容(量)化基本計画の策定に向けた第 6 次計画の課題の検討 (3)第 7 次廃棄物減容(量)化基本計画における組織団体負担金の算出方法の検討
12月15日(金)	第2回 専門部会 (1)第 7 次廃棄物減容(量)化基本計画の策定における循環組合提案事項に関する確認・意見交換
令和 6 年 1 月 15 日(月)	第1回 委員会 (1)エコセメント化施設更新工事について (2)エコセメント化施設の次期運営委託費について (3)埋立関連施設について (4)エコセメント化施設更新工事等に伴う組織団体負担金シミュレーション
2 月 1 日(木)	第2回 委員会 (1)乾燥灰受入施設の費用負担方法及び整備費の軽減策について (2)焼却残さ外部搬出の原則禁止について
4 月 23 日(火)	第3回 専門部会 (1)埋立関連施設等に係る負担金算定方法について(確認)
5 月 13 日(月)	第3回 委員会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び次期運営について (2)埋立関連施設について (3)埋立関連施設等に係る負担金算定方法について(確認)
7 月 1 日(月)	第4回 専門部会 (1)埋立関連施設等に係る令和7年度組織団体負担金(見込)について (2)外部搬出に係るアンケート調査結果概要と焼却残さ外部搬出原則禁止に向けた現状と課題 (3)超過金・貢献金制度の廃止と適用開始時期について
8 月 7 日(水)	第4回 委員会 (1)埋立関連施設等に係る令和7年度組織団体負担金(見込)について (2)外部搬出に係るアンケート調査を踏まえた今後の対応方針(案) (3)超過金・貢献金制度の廃止と適用開始時期について

開催日	委員会／専門部会 議事
令和6年 11月18日(月)	第5回 専門部会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び次期運営について (2)第7次廃棄物減容(量)化基本計画目次構成(案) (3)計画期間中における焼却残さの流れ (4)外部搬出に係るアンケート調査結果を踏まえた 今後の対応方針・基本ルール(案) (5)乾燥灰搬入に係る対応策(案) (6)搬入量の推移等について
11月27日(水)	第5回 委員会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び次期運営について (2)第7次廃棄物減容(量)化基本計画目次構成(案) (3)計画期間中における焼却残さの流れ (4)外部搬出に係るアンケート調査結果を踏まえた 今後の対応方針・基本ルール(案) (5)乾燥灰搬入に係る対応策(案) (6)搬入量の推移等について
令和7年 1月29日(水)	第6回 専門部会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び次期運営について (2)埋立関連施設整備等工事の開札結果と今後の対応について (3)エコセメント化施設更新工事等に伴う負担金シミュレーション (4)第7次廃棄物減容(量)化基本計画の素案
2月20日(木)	第6回 委員会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び次期運営について (2)埋立関連施設整備等工事の開札結果と今後の対応について (3)エコセメント化施設更新工事等に伴う負担金シミュレーション等 ※エコセメント化施設基幹的設備改良工事に関する質疑応答まとめ (4)第7次廃棄物減容(量)化基本計画の素案
5月12日(月)	第7回 専門部会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び次期運営について (2)第7次廃棄物減容(量)化基本計画に関するこれまでの検討経緯 (3)基本計画素案に対する組織団体等からの意見及び回答 (4)災害時の廃棄物取扱い方針の策定等について

開催日	委員会／専門部会 議事
令和7年 5月26日(月)	第7回 委員会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び次期運営について (2)第7次廃棄物減容(量)化基本計画に関するこれまでの検討経緯 (3)基本計画素案に対する組織団体等からの意見及び回答 (4)災害時の廃棄物取扱い方針の策定等について
7月2日(水)	第8回 専門部会 (1)災害時の廃棄物処理方針の策定について
7月29日(火)	第9回 専門部会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業について (2)災害時の廃棄物処理方針について (3)第7次廃棄物減容(量)化基本計画について
8月25日(月)	第8回 委員会 (1)エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業について (2)災害時の廃棄物処理方針について (3)第7次廃棄物減容(量)化基本計画について

※エコセメント化施設更新工事等検討委員会及び専門部会も並行して実施している。

2. 搬入管理にかかる主な報告スケジュールと様式

表 3 主な報告書の報告スケジュール

		循環組合から組織団体へ報告		組織団体から循環組合へ報告	
N年度	4月				⇨ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	5月	⇨(N-1)年度 搬入管理報告書 (第6回中間報告書)	⇨(N-1)年度 搬入管理報告書 (決算報告書) ※焼却残さ組成 分析調査実施 ※不燃残さ組成 分析調査実施		※不燃残さ組成 分析調査実施
	6月				⇨不燃残さ組成 分析調査結果 報告書
	7月	⇨N年度 搬入管理報告書 (第1回中間報告書)	⇨焼却残さ組成分析 調査結果報告書 ⇨不燃残さ組成分析 調査結果報告書		⇨ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	8月			⇨有害廃棄物 分別収集等 報告書	
	9月	⇨N年度 搬入管理報告書 (第2回中間報告書)			
	10月			⇨構成団体別 搬入実績 報告書	⇨ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	11月	⇨N年度 搬入管理報告書 (第3回中間報告書)	⇨(N+1)年度 負担金		
	12月				
	1月	⇨N年度 搬入管理報告書 (第4回中間報告書)			⇨ごみ処理施設 維持管理状況 報告書
	2月				
	3月	⇨N年度 搬入管理報告書 (第5回中間報告書)			
	(N+1) 年度	4月			
5月		⇨N年度 搬入管理報告書 (第6回中間報告書)	⇨N年度 搬入管理報告書 (決算報告書)		
...					

表 4 搬入管理報告書（中間報告書）様式

令和 年度 搬入管理報告書(第 回中間報告書)

団体名

令和 年度		第 1 回		第 2 回		第 3 回		第 4 回		第 5 回		第 6 回		合計
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
搬入計画量	焼却残さ(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不燃残さ(m ³)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
搬入実績重量	焼却残さ(t) ①													
	うち乾燥灰(t) ①'													
	不燃残さ(t) ②													
	計(t) ③=①+②													
体積換算係数	焼却残さ(m ³ /t) ④													-
	不燃残さ(m ³ /t) ⑤													-
搬入実績容量	焼却残さ(m ³) ⑥=①×④													
	不燃残さ(m ³) ⑦=②×⑤													
	計(m ³) ⑧=⑥+⑦													
累計量	焼却残さ(t)													
	うち乾燥灰(t)													
	不燃残さ(m ³)													
特記事項	焼却残さの体積換算係数及び搬入実績容量は埋立管理のための参考値である。 実数値で計算しているため、表中の結果が合わない場合がある。 (体積換算係数は小数点第 3 位、その他は小数点以下を四捨五入している。)													

表 5 搬入管理報告書（決算報告書）様式

令和 年度 搬入管理報告書(決算報告書)

団体名

		令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
搬入計画量	焼却残さ(t)					
	不燃残さ(m ³)					
搬入実績量	搬入実績 重量	焼却残さ(t) ①				
		うち乾燥灰(t) ①´				
		不燃残さ(t) ②				
	計(t) ③=①+②					
	搬入実績 容量	焼却残さ(m ³) ④=①×⑦				
		不燃残さ(m ³) ⑤=②×⑧				
計(m ³) ⑥=④+⑤						
(参考)体積換算係数	焼却残さ(m ³ /t) ⑦					
	不燃残さ(m ³ /t) ⑧					
特記事項	<p>焼却残さの体積換算係数及び搬入実績容量は埋立管理のための参考値である。 実数値で計算しているため、表中の結果が合わない場合がある。 (体積換算係数は小数点第1位、その他は小数点以下を四捨五入している。)</p>					

表 6 構成団体別廃棄物搬入実績報告書 様式

構成団体別廃棄物搬入実績報告書

令和 年 月分

団 体 名	
所 属 部 課	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
電 子 メ ー ル	

焼却残渣(飛灰固化物を含む)

単位:t

構成団体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
災害廃棄物													
計													

飛灰

単位:t

構成団体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
災害廃棄物													
計													

*小数点以下第2位まで記入

*月合計は搬入システムの値と整合すること

3. 組織団体負担金の具体的な算定方法

(1) 管理費

$$\begin{aligned}
 \text{N年度組織団体Aの管理費(千円/年)} &= \left(\text{N年度管理費総額(千円/年)} \times \frac{1}{4} \div \text{組織団体数} \right) + \left(\text{N年度管理費総額(千円/年)} \times \frac{3}{4} \times \frac{\text{(N-1)年度組織団体Aの夜間人口(人)}}{\text{(N-1)年度組織団体夜間人口全体(人)}} \right)
 \end{aligned}$$

なお、(N-1)年度夜間人口は、8月1日住民基本台帳人口(外国人登録を含む)を用いる。

(2) 事業費

1) ニツ塚処分場事業費

$$\begin{aligned}
 \text{N年度組織団体Aのニツ塚処分場事業費(千円/年)} &= \left(\text{N年度ニツ塚処分場事業費総額(千円/年)} \right) \times \frac{\text{H10.1から(N-2)年度までの組織団体Aの搬入実績累積量(m}^3\text{)}}{\text{H10.1から(N-2)年度までの全組織団体搬入実績累積量(m}^3\text{)}}
 \end{aligned}$$

2) 谷戸沢処分場事業費

$$\begin{aligned}
 \text{N年度組織団体Aの谷戸沢処分場事業費(千円/年)} &= \left(\text{N年度谷戸沢処分場事業費総額(千円/年)} \right) \times \frac{\text{S59.4からH10.4埋立終了までの組織団体Aの搬入実績累積量(m}^3\text{)}}{\text{S59.4からH10.4埋立終了までの全組織団体搬入実績累積量(m}^3\text{)}}
 \end{aligned}$$

3) エコセメント事業費

a. 施設更新費

$$\begin{array}{l} \text{N年度} \\ \text{組織団体 A の} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設更新費} \\ \text{(千円/年)} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{N年度} \\ \text{エコセメント化施設} \\ \text{更新費総額} \\ \text{(千円/年)}} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{H18.7 から(N-2)年度までの} \\ \text{組織団体 A の焼却残さ搬入実績累積量(t)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{H18.7 から(N-2)年度までの} \\ \text{全組織団体焼却残さ搬入実績累積量(t)} \end{array}}$$

b. 固定費

$$\begin{array}{l} \text{N年度} \\ \text{組織団体 A の} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設固定費} \\ \text{(千円/年)} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設固定費} \\ \text{総額(千円/年)}} \times \frac{1}{4} \div \begin{array}{c} \boxed{\text{組織} \\ \text{団体数}} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設固定費} \\ \text{総額(千円/年)}} \times \frac{3}{4} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(N-1)年度} \\ \text{組織団体 A の} \\ \text{夜間人口(人)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(N-1)年度} \\ \text{組織団体夜間} \\ \text{人口全体(人)} \end{array}} \right)$$

c. 変動費

$$\begin{array}{l} \text{N年度} \\ \text{組織団体 A の} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設変動費} \\ \text{(千円/年)} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設変動費} \\ \text{【湿灰分】} \\ \text{総額} \\ \text{(千円/年)}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{組織団体 A} \\ \text{湿灰搬入} \\ \text{実績(t)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{全組織団体} \\ \text{湿灰搬入} \\ \text{実績(t)} \end{array}} \right) + \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{N年度} \\ \text{エコセメント化} \\ \text{施設変動費} \\ \text{【乾燥灰分】} \\ \text{総額} \\ \text{(千円/年)}} \times \frac{\begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{組織団体 A} \\ \text{乾燥灰搬入} \\ \text{実績(t)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{(N-2)年度} \\ \text{全組織団体} \\ \text{乾燥灰搬入} \\ \text{実績(t)} \end{array}} \right)$$

- ・ 湿灰と乾燥灰の変動費は、N年度の変動費を、(N-2)年度の変動費割合で按分する。

(N-2)年度湿灰変動費割合 = (N-2)年度湿灰処理費用 / (N-2)年度湿灰 + 乾燥灰処理費用

(N-2)年度乾燥灰変動費割合 = (N-2)年度乾燥灰処理費用 / (N-2)年度湿灰 + 乾燥灰処理費用

- ・ 第7次計画期間に新たに乾燥灰を搬入した場合は、搬入開始2年後(N+2年度)に乾燥灰分変動費が発生する。また、乾燥灰の搬入を止めた場合は、搬入停止後の2年間は乾燥灰分変動費が発生する。

d. 修繕費

$$\begin{aligned}
 & \text{N年度組織団体Aのエコセメント化施設修繕費(千円/年)} = \left[\begin{array}{l} \text{N年度エコセメント化施設修繕費} \\ \text{【湿・乾共通分】総額(千円/年)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{H18.7から(N-2)年度までの} \\ \text{組織団体A 焼却残さ搬入実績累積量(t)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{H18.7から(N-2)年度までの} \\ \text{全組織団体焼却残さ搬入実績累積量(t)} \end{array}} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{N年度エコセメント化施設修繕費} \\ \text{【乾燥灰分】総額(千円/年)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{H18.7から(N-2)年度までの} \\ \text{組織団体A 乾燥灰搬入実績累積量(t)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{H18.7から(N-2)年度までの} \\ \text{全組織団体乾燥灰搬入実績累積量(t)} \end{array}} \right]
 \end{aligned}$$

- ・ 第7次計画期間に新たに乾燥灰を搬入した場合は、搬入開始2年後(N+2年度)に乾燥灰分修繕費が発生する。また、乾燥灰の搬入を止めた場合であっても、搬入実績累積量に基づく乾燥灰分修繕費が発生する。

修繕費について

- ・ エコセメント化施設内の設備は、湿灰・乾燥灰の両方を対象にするもの(下図A)、乾燥灰のみを対象にするもの(下図B)に分けられる。ゆえに、湿灰のみを対象にする設備は存在しない。
- ・ よって、下図Aの部分は、従来どおり焼却残さ搬入量累積に応じた負担金を算定し、下図Bは、乾燥灰搬入団体のみを対象に、乾燥灰搬入量累積に応じて負担金を算定することとする。(受益者負担の原則)

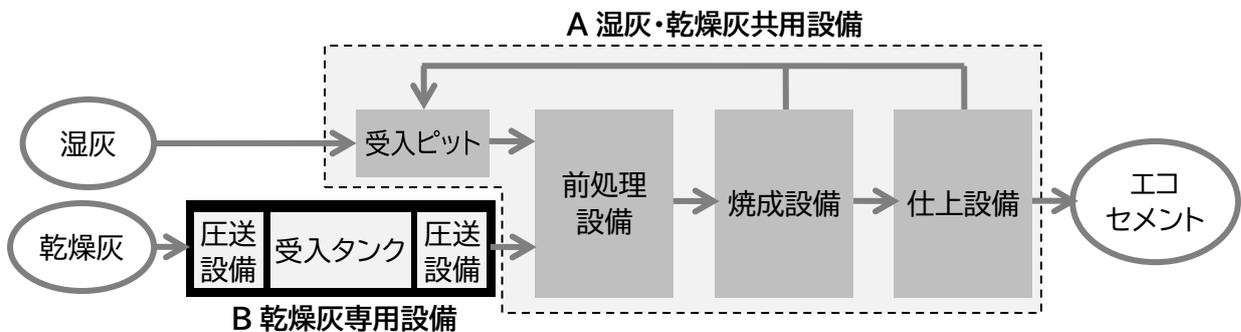


図3 湿灰、乾燥灰の対象設備(エコセメント化施設内)

4) 埋立関連施設事業費

a. 湿灰受入施設整備費

$$\text{組織団体 A の湿灰受入施設整備費 (千円/年)} = \boxed{\text{湿灰受入施設整備費総額 (千円/年)}} \times \frac{\text{R8~12 年の組織団体 A の焼却残さ搬入実績量 (t)}}{\text{R8~12 年の全組織団体焼却残さ搬入実績量 (t)}}$$

- ・ 令和 7 年度において、令和 8 年度から令和 12 年度における搬入予定量をもとに、仮徴収をする。
- ・ なお、精算は令和 14 年度に行う。

b. 湿灰受入施設運営費

$$\text{N 年度組織団体 A の湿灰受入施設運営費 (千円/年)} = \boxed{\text{N 年度湿灰受入施設運営費総額 (千円/年)}} \times \frac{\text{N 年度の組織団体 A の湿灰搬入実績量 (t)}}{\text{N 年度の全組織団体湿灰搬入実績量 (t)}}$$

- ・ N 年度における湿灰受入施設運営費は N 年度における搬入予定量をもとに、仮徴収する。
- ・ なお、N 年度分の精算は(N+2)年度において行う。

c. 乾燥灰受入施設整備費

【乾燥灰搬出団体】

$$\begin{aligned} & \text{組織団体 A の乾燥灰受入施設整備費 (千円/年)} = \left[\boxed{\text{乾燥灰受入施設整備費総額} \times 95\% \text{ (千円/年)}} \times \frac{\text{R8~12 年の組織団体 A 焼却残さ搬入実績量 (t)}}{\text{R8~12 年の全組織団体焼却残さ搬入実績量 (t)}} \right] \\ & + \left[\boxed{\text{乾燥灰受入施設整備費総額} \times 5\% \text{ (千円/年)}} \times \frac{1}{4} \div \boxed{\text{乾燥灰搬出団体数}} \right] + \left[\boxed{\text{N 年度乾燥灰受入施設整備費総額} \times 5\% \text{ (千円/年)}} \times \frac{3}{4} \times \frac{\text{R8~12 年度組織団体 A の夜間人口 (人)}}{\text{R8~12 年度組織団体夜間人口全体 (人)}} \right] \end{aligned}$$

【乾燥灰非搬出団体】

$$\begin{array}{l}
 \text{N 年度} \\
 \text{組織団体 B の} \\
 \text{乾燥灰受入} \\
 \text{施設整備費} \\
 \text{(千円/年)}
 \end{array}
 =
 \left[
 \begin{array}{l}
 \text{N 年度} \\
 \text{乾燥灰受入} \\
 \text{施設整備費} \\
 \text{総額} \times 95\% \\
 \text{(千円/年)}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{N 年度の} \\
 \text{組織団体 B 焼却残さ} \\
 \text{搬入実績量(t)}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{N 年度の} \\
 \text{全組織団体焼却残さ} \\
 \text{搬入実績量(t)}
 \end{array}
 }
 \right]$$

- ・ 令和 7 年度において、令和 8 年度から令和 12 年度における搬入予定量をもとに、仮徴収をする。
- ・ なお、精算は令和 14 年度に行う。

d. 乾燥灰受入施設運営費

$$\begin{array}{l}
 \text{N 年度} \\
 \text{組織団体 A の} \\
 \text{乾燥灰受入} \\
 \text{施設運営費} \\
 \text{(千円/年)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{N 年度} \\
 \text{乾燥灰受入施設} \\
 \text{運営費総額} \\
 \text{(千円/年)}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{N 年度の} \\
 \text{組織団体 A の乾燥灰搬入実績量(t)}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{N 年度の} \\
 \text{全組織団体乾燥灰搬入実績量(t)}
 \end{array}
 }$$

- ・ N 年度における乾燥灰受入施設運営費は N 年度における搬入予定量をもとに、N 年度に仮徴収する。
- ・ なお、N 年度分の精算は(N+2)年度において行う。

e. 石灰石埋立・掘り起こし費

$$\begin{array}{l}
 \text{R8} \sim \text{12 年度} \\
 \text{組織団体 A の} \\
 \text{石灰石埋立} \\
 \text{掘り起こし費} \\
 \text{(千円/年)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{R8} \sim \text{12 年度} \\
 \text{石灰石埋立} \\
 \text{掘り起こし費総額} \\
 \text{(千円/年)}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{R8} \sim \text{12 年度の} \\
 \text{組織団体 A の焼却残さ搬入実績量(t)}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{R8} \sim \text{12 年度の} \\
 \text{全組織団体焼却残さ搬入実績量(t)}
 \end{array}
 }$$

$$\begin{array}{l}
 \text{R13} \sim \text{18 年度} \\
 \text{組織団体 A の} \\
 \text{石灰石埋立} \\
 \text{掘り起こし費} \\
 \text{(千円/年)}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{R13} \sim \text{18 年度} \\
 \text{石灰石埋立} \\
 \text{掘り起こし費総額} \\
 \text{(千円/年)}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{R8} \sim \text{12 年度の} \\
 \text{組織団体 A の焼却残さ搬入実績累積量(t)}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{R8} \sim \text{12 年度の} \\
 \text{全組織団体焼却残さ搬入実績累積量(t)}
 \end{array}
 }$$

- ・ N 年度における石灰石埋立に係る費用は N 年度における搬入予定量をもとに、N 年度に仮徴収する。
- ・ なお、N 年度分の精算は(N+2)年度において行う。
- ・ また、令和 14 年度から令和 18 年度における石灰石掘り起こしに係る費用は令和 8 年度から令和 12 年度における搬入量実績を踏まえて、各年度において費用を徴収する。

【参考】仮徴収、精算等の時期

年度		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
管理費・事業費(二ツ塚処分場事業費・谷戸沢処分場事業費・エコセメント事業費)													
負担金の歳出	①湿灰受入施設整備費	仮徴収	R8-12 予定量	—	—	—	—	—	—	—			
		搬入実績量確定	—	—	R8分	R9分	R10分	R11分	R12分	—			
		精算	—	—	—	—	—	—	—	最終年度 精算			
	②湿灰受入施設運営費	仮徴収	—	R8予定量	R9予定量	R10予定量	R11予定量	R12予定量	—	—			
		搬入実績量確定	—	—	R8分	R9分	R10分	R11分	R12分	—			
		精算	—	—	—	R8分	R9分	R10分	R11分	R12分			
	③乾燥灰受入施設整備費	仮徴収	R8-12 予定量	—	—	—	—	—	—	—			
		搬入実績量確定	—	—	R8分	R9分	R10分	R11分	R12分	—			
		精算	—	—	—	—	—	—	—	最終年度 精算			
	④乾燥灰受入施設運営費	仮徴収	—	R8予定量	R9予定量	R10予定量	R11予定量	R12予定量	—	—			
		搬入実績量確定	—	—	R8分	R9分	R10分	R11分	R12分	—			
		精算	—	—	—	R8分	R9分	R10分	R11分	R12分			
	⑤石灰石埋立・掘り起こし費	仮徴収	—	R8予定量	R9予定量	R10予定量	R11予定量	R12予定量	R12予定量 ※	—	—	—	—
		搬入実績量確定	—	—	R8分	R9分	R10分	R11分	R12分	—	—	—	—
		精算	—	—	—	R8分	R9分	R10分	R11分	R12分	R12分 ※	—	—
		徴収	—	—	—	—	—	—	—	R8-12分	R8-12分	R8-12分	R8-12分

※ 埋立関連施設への焼却残さの受入は令和12年度で終了するが、令和12年度まで埋立関連施設で受入した焼却残さの掘り起こしに係る令和13年度の費用は令和12年度の搬入予定量を用い仮徴収する。

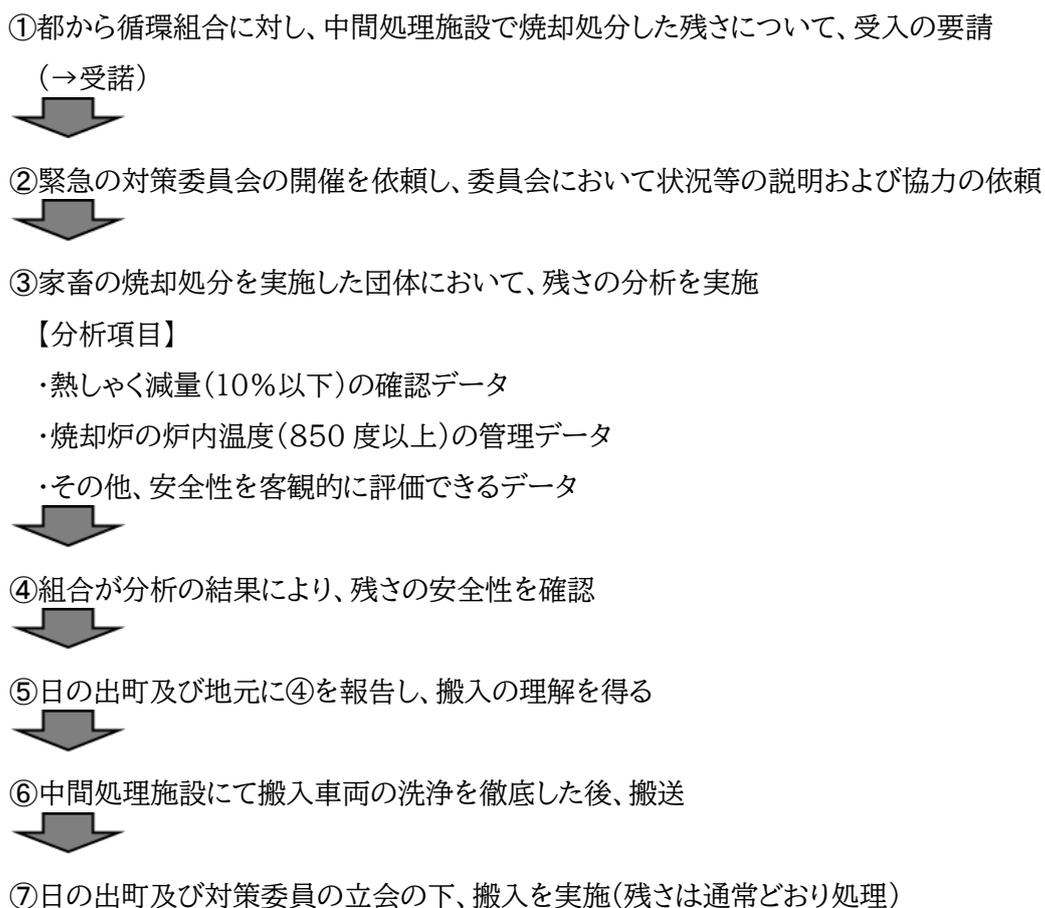
4. 特定家畜伝染病の対応について

(1) 特定家畜伝染病について

特定家畜伝染病とは、「家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるもの(家畜伝染病予防法第3条の2)」を指す。このうち、CSF(Classical Swine Fever:豚熱)及び高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについては、東京都からの要請があった場合に、感染した家畜を焼却処理施設で処理した後、二ツ塚処分場で受け入れることとしている。

(2) ニツ塚処分場における受入について

CSF 及び鳥インフルエンザ発生時の二ツ塚処分場における対応手順については、地元からの了承を得た上で、以下のとおり定めている。



第7次廃棄物減容（量）化基本計画

令和7年10月

東京たま広域資源循環組合

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地

電話：042-597-6153

FAX：042-597-7886



エコタワー